

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月26日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C 年金＞1 安定型 D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C 年金＞2 安定・成長型 D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C 年金＞3 成長型
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 の金額】	各ファンドにつき、1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金> 1 安定型

DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型

DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金> 3 成長型

（以上を総称して、または個別に「DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>」または「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また各々、「DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金> 1 安定型」を「ライフサイクル・ファンド<DC年金> 1」、「DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型」を「ライフサイクル・ファンド<DC年金> 2」、「DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金> 3 成長型」を「ライフサイクル・ファンド<DC年金> 3」という場合もあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、収益分配金の再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

各ファンドにつき、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2025年8月27日から2026年2月26日まで

ただし、お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

各ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（９）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社を買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

なお、当ファンドは原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」に従って分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として安定的な運用を行います。

当ファンドは、資金の全部または一部をマザーファンド（DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド、DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド、DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド、DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド）に投資します。

各ファンドの信託金の限度額は1兆円とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 4つのアセット(資産)に分散投資

- 日本を含む世界の公社債および株式に実質的に投資します。
- 主に、国内債券、国内株式、外国債券および外国株式の4つのアセット(資産)に投資し、分散投資効果を高めることでリスクを軽減しつつ、安定的な収益の追求をめざします。
- 個別のアセット(資産)毎におけるアクティブ運用を行い、当社が独自に指数化する合成インデックス^(※)をベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。
- 個別のアセット(資産)において、数多くの銘柄に分散して投資することにより、より一層の分散投資効果を追求します。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

(※)当社が独自に指数化する合成インデックスとは、国内株式については東証株価指数(TOPIX)(配当込み)、国内債券についてはNOMURA-BPI総合、外国株式についてはMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)、外国債券についてはFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)、短期金融資産についてはコール・ローンのオーバーナイト物レートを、各ファンドにおける基本アロケーションに基づいて合成したものです。

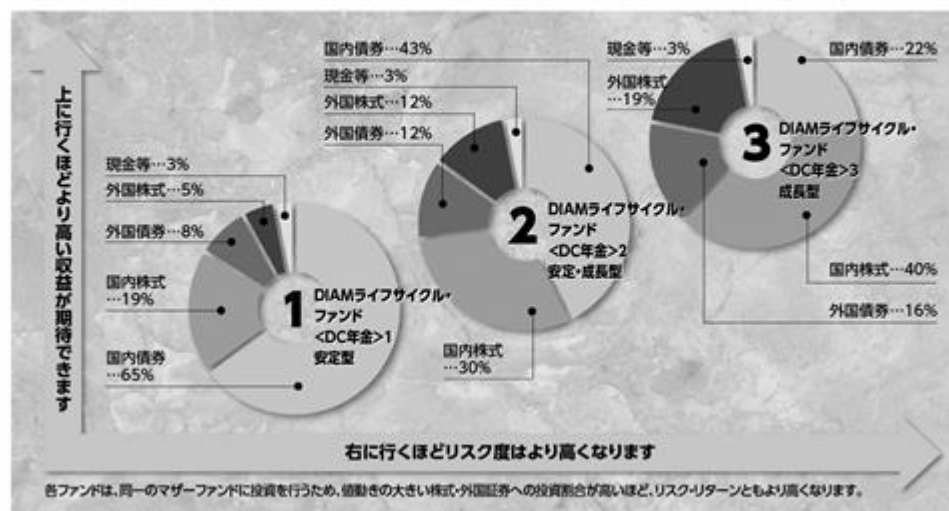
2 ライフサイクルにあわせて、3つのファンドから選択できます

ご投資家の皆様のライフサイクルやリスク許容度に応じて、3種類の組み合わせ(資産配分)からご選択いただけます。

- 4つのアセット(資産)の配分は、基本アロケーションを決定し、その基本アロケーションからそれぞれ±5%以内の範囲で配分比率の変動を抑えます。

3ファンドの基本アロケーション

(注)運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響をおよぼす可能性が高いと判断した場合には、基本アロケーションの若干の見直しを行う場合があります。



- DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>1 安定型
比較的リスクの低い資産(国内債券)を中心に組入れ、安定運用を行います。
- DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>2 安定・成長型
各資産をバランスよく組入れ、ミドルリスク・ミドルリターンをめざします。
- DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>3 成長型
株式・外国証券等リスク資産を中心に組入れることにより、より高い収益をめざします。

■ 分配方針

年1回の決算時(原則として毎年5月25日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として、経費控除後の利子、配当収入および売却益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

○ 商品分類表

「DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>1 安定型」

「DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>2 安定・成長型」

「DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>3 成長型」

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○ 商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

「DIAMライフサイクル・ファンド＜DC年金＞1安定型」

「DIAMライフサイクル・ファンド＜DC年金＞2安定・成長型」

「DIAMライフサイクル・ファンド＜DC年金＞3成長型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券)資産配 分固定型)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

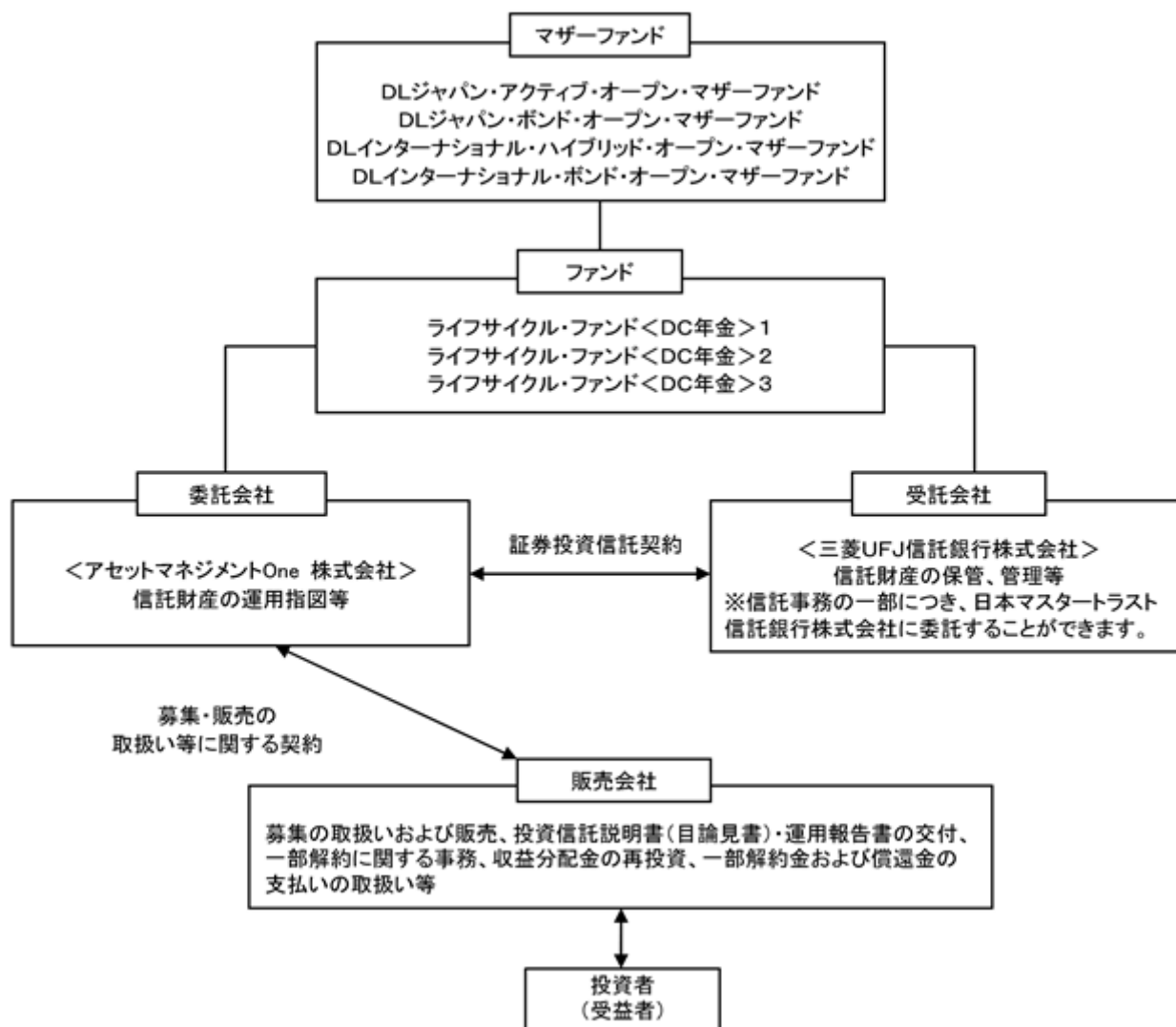
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券） 資産配分固定型））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券）を実質的な投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ
 （<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（２）【ファンドの沿革】

2001年10月1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

● ファミリーファンド方式とは ●

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号

資本金の額

20億円（2025年5月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年5月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として、安定的な運用を行います。

投資対象

DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド受益証券、DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券、DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド受益証券およびDLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

1)主としてDLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド受益証券、DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券、DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド受益証券およびDLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ中長期的に安定した収益の積み上げをめざします。

2)1.「DIAMライフサイクル・ファンド＜DC年金＞1安定型」

（比較的风险の低い資産（国内債券）を中心に組入れ、安定運用を行います。）

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への実質投資割合の上限が35%以下、かつ外貨建資産への実質投資割合の上限が30%以下の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、当社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

2.「DIAMライフサイクル・ファンド＜DC年金＞2安定・成長型」

（各資産をバランスよく組入れ、ミドルリスク・ミドルリターンをめざします。）

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への実質投資割合の上限が60%以下、かつ外貨建資産への実質投資割合の上限が50%以下の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、当社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

3. 「D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞3成長型」

（株式・外国証券等リスク資産を中心に組入れることにより、より高い収益をめざします。）

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への実質投資割合の上限が70%未満、かつ外貨建資産への実質投資割合の上限が55%以下の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、当社が独自に指数化する合成インデックス をベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

当社が独自に指数化する合成インデックスとは、国内株式については東証株価指数（T O P I X）（配当込み）（注1）、国内債券についてはN O M U R A - B P I 総合（注2）、外国株式についてはM S C I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）（注3）、外国債券についてはFTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）（注4）、短期金融資産についてはコール・ローンのオーバーナイト物レートを、各ファンドにおける基本アロケーションに基づいて合成したものです。

(注1)東証株価指数（T O P I X）の指数値および東証株価指数（T O P I X）にかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（T O P I X）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（T O P I X）にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有しています。J P Xは、東証株価指数（T O P I X）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

(注2)N O M U R A - B P I 総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

(注3)M S C I コクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注4)FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

3)各資産につき、基本アロケーションにおける各資産毎の比率から±5%以内の範囲で配分比率の変動を抑えます。ただし、運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響

響をおよぼす可能性が高いと判断した場合には、基本アロケーションの若干の見直しを行う場合があります。

4)実質組入れ外貨建資産の為替リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

5)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。また有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

6)信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

7)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

各ファンドの基本アロケーションは、1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産（各約款第14条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。）

イ． 有価証券

ロ． デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)

ハ． 金銭債権

ニ． 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ． 為替手形

有価証券の指図範囲（各約款第15条第1項）

委託会社は、信託金を、主として1.から4.までのアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託の受益証券ならびに5.

以降の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. D L ジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第84条により証券投資信託とみなされた信託）
2. D L ジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド
3. D L インターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第84条により証券投資信託とみなされた信託）
4. D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
12. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
13. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、5. から15. までの証券または証書の性質を有するもの
17. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
21. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
24. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で25.の有価証券の性質を有するもの

なお、5.の証券または証書、16.ならびに21.の証券または証書のうち5.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6.から10.までの証券および16.ならびに21.の証券または証書のうち6.から10.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、17.の証券および18.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（各約款第15条第2項）

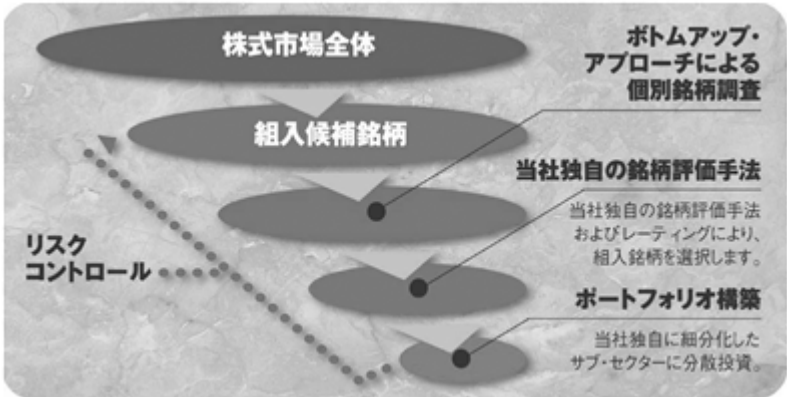
委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

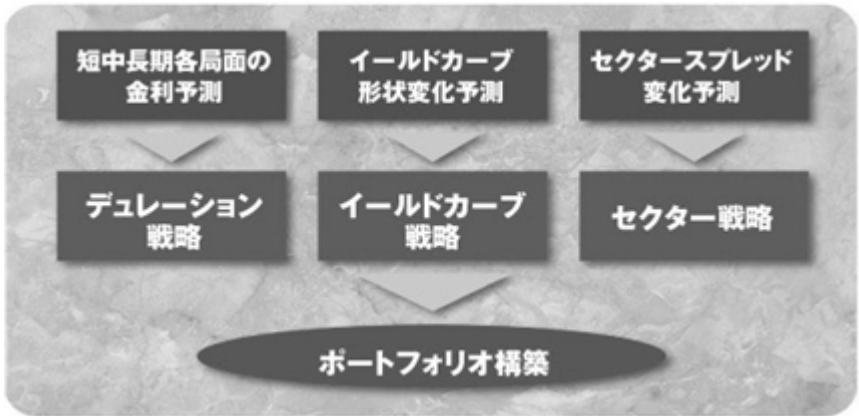
上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（各約款第15条第3項）

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	D Lジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。
主な投資対象	日本の株式（全上場銘柄）を主要な投資対象とします。
投資態度	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）を中長期的に上回ることを目標に運用します。 企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を行うことを原則とします。 銘柄選択はファンドマネージャーが自ら会社訪問を行ない、企業の成長性と投資価値を総合的に判断し、組入銘柄を決定します。 株式の組入比率は、原則として100％に近い状態を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

ポートフォリオ構築プロセス	1)全銘柄の中から、大型株と中小型株をセクター間の偏りを調整しつつ約700銘柄を組入候補銘柄群として選出します。 2)株式運用部のアナリストおよびファンドマネージャーは、1)の組入候補銘柄について、企業訪問等を中心にした積極的な調査活動により個別銘柄の調査・分析を行います。 3)2)により得られた企業業績予測を、短期的・中長期的な視点で株価への織り込み度合い等から独自にレーティングし、バリュエーション評価を行ったうえ、組入銘柄を選出します。 4)3)により選出された組入銘柄を、委託会社独自に細分化したサブ・セクターに分散して投資を行います。  上記は、2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	D L ジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド
-------	---------------------------

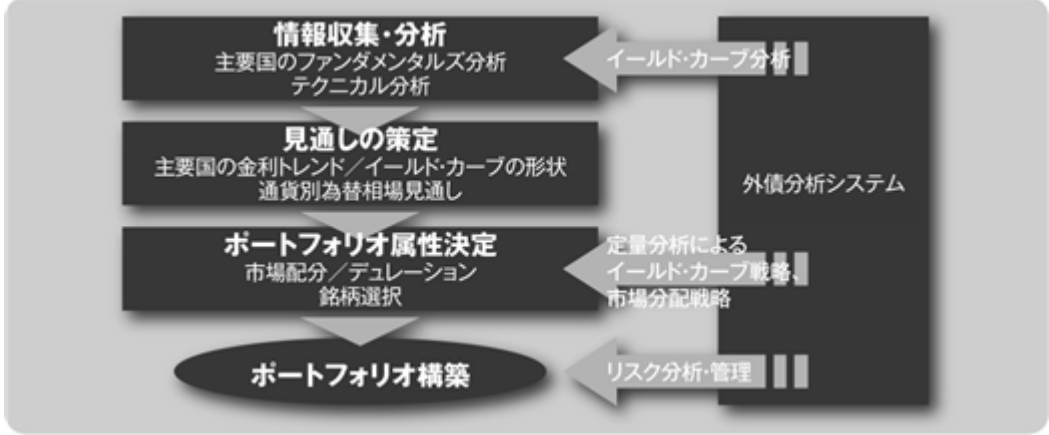
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	NOMURA - B P I 総合を中長期的に上回ることを目標に運用を行います。 マクロ経済分析をベースとしたファンダメンタルズ分析等に基づき、金利の方向性予測、イールドカーブ戦略、セクター戦略により超過収益を積み上げることをめざします。
ポートフォリオ構築プロセス	1)マクロ経済分析をベースとしたファンダメンタルズ分析等に基づき、短中長期金利の方向性、イールドカーブ、セクターズブレッドの予測を行います。 2)1)により得られた分析に基づき、デュレーション戦略、イールドカーブ戦略および定性・定量分析に基づいた個別銘柄の決定を行い、ポートフォリオを構築します。 3)委託会社独自の円債分析システム「YBAS」を活用することで、きめ細かい定量分析・リスク分析を行い、ポートフォリオを構築します。  上記は、2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
主な投資制限	同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	D L インターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	日本を除く世界主要先進国の株式を主要な投資対象とします。

投資態度	積極的な企業調査訪問を基にしたボトムアップ・アプローチと各国のマクロ経済分析等によるトップダウン・アプローチを併用することによりポートフォリオを構築します。 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）を長期的に上回ることをめざして運用を行います。 株式の組入比率は、原則として100%に近い状態を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
ポートフォリオ構築プロセス	1) グローバルセクター別に調査・運用チームを編成し、ファンドマネジャーが主に直接現地へ訪問、個別企業およびマクロ経済の調査を行います。 2) 1)の調査活動を基に、ボトムアップ企業調査に基づくミクロ分析とマクロ分析を相互補完的に行います。 3) 2)の分析を基に、当社独自のグローバルな視点からの総合的な銘柄評価手法を用い、地域配分・セクター配分を加味したうえでポートフォリオを構築します。 直接現地への企業調査 ●徹底したボトムアップの企業調査 ●地域・国を超えたグローバル・セクター別の運用体制 ●各グローバル・セクターの担当アナリストが直接現地へ企業訪問 銘柄評価 / セクター評価 / 市場評価 ●ミクロ分析を基にしたマクロ環境の分析 ●それぞれの市場特性に応じた柔軟な企業評価 ●企業調査情報をもとにセクター環境、市場環境を分析・評価 銘柄の総合トレーディング ●グローバルな視点に立った投資判断 ●セクター評価・市場評価をファクターとして加味した銘柄評価 ●世界中の情報を東京に一局集中させ、グローバルレベルでの分析・判断 ポートフォリオ ●リスクをコントロールしつつ国際分散投資 ●セクター・アロケーション、地域別アロケーションを調整し、意図せざるリスクを排除 上記は、2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
--------	---

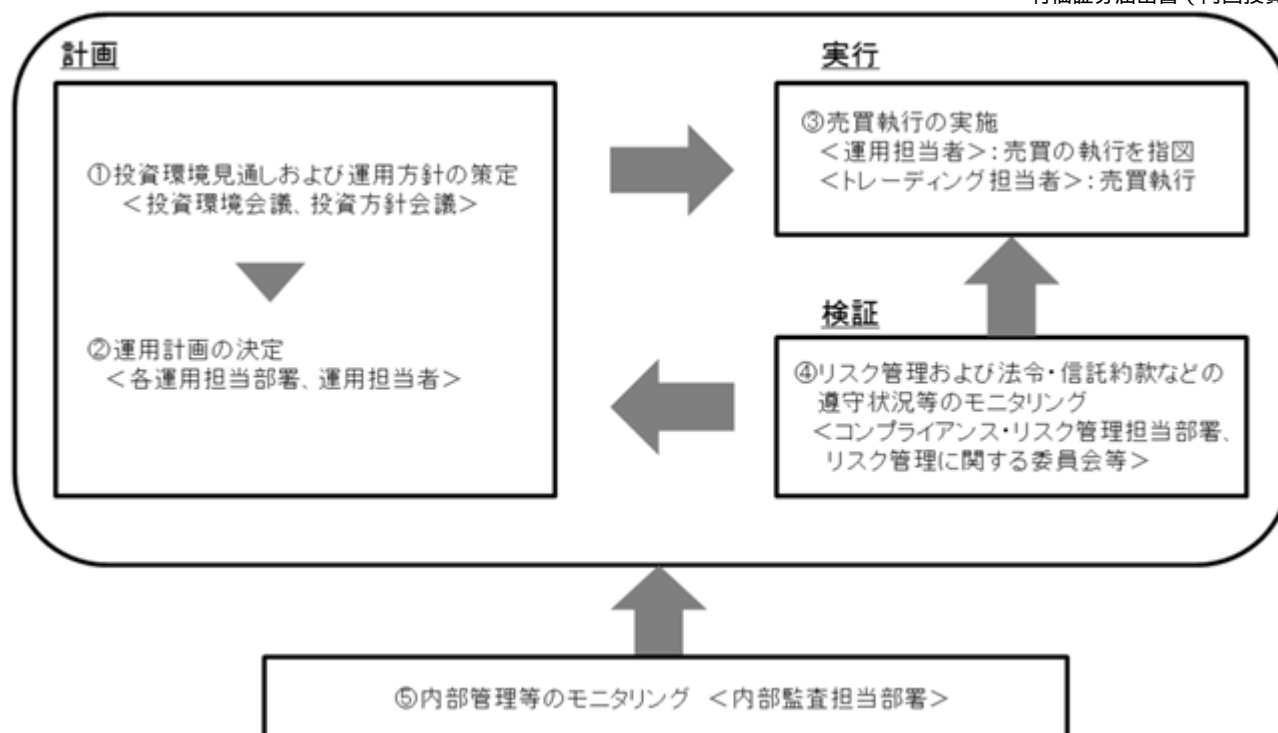
ファンド名	D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）を中長期的に上回ることを目標に運用を行います。 委託会社が独自に開発した外債分析システムを活用して運用を行います。 金利見通しに基づく各国市場配分に加え、各国ポートフォリオにおけるデュレーション、償還構成をコントロールすることにより超過収益を獲得することをめざします。 為替については、金利とは独立した投資対象と考え、エクスポージャーのコントロールを行うことにより、運用効率の向上を図ります。ただし、為替エクスポージャーは原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ポートフォリオ構築プロセス	1)世界主要国のファンダメンタルズ分析・テクニカル分析等に基づき、主要国の金利トレンド・イールドカーブの形状・通貨別為替相場の見通しを策定します。 2)当社独自開発の外債分析システムを活用し、イールドカーブ分析等の定量分析を行います。 3)当社独自開発の外債分析システムを活用し、為替・金利見通しに基づく市場配分・通貨配分戦略、デュレーション・償還構成戦略より、ポートフォリオ属性を決定・構築します。  上記は、2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
主な投資制限	同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）【運用体制】

a．ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に行われるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2025年5月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】**収益分配方針**

毎決算時（原則として5月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1)信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に全額再投資されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に対し支払われます。販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

○「DIAMライフサイクル・ファンド＜DC年金＞１安定型」

株式への実質投資割合（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

○「DIAMライフサイクル・ファンド＜DC年金＞２安定・成長型」

株式への実質投資割合（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

○「DIAMライフサイクル・ファンド＜DC年金＞３成長型」

株式への実質投資割合（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

外貨建資産への実質投資割合（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の55%以下とします。

○各ファンド共通

投資信託証券への実質投資割合（各約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

各マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

新株引受権証券等への実質投資割合（各約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以下とします。

投資する株式等の範囲（各約款第17条）

1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への実質投資割合（各約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合（各約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への実質投資割合（各約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（各約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

信用取引の指図範囲（各約款第20条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2)上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（各約款第21条）

1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象 金融商品の指図範囲1.～4.に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象 金融商品の指図範囲1.～4.に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象

金融商品の指図範囲1.～4.に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。

3)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象 金融商品の指図範囲1.～4.に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象 金融商品の指図範囲1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（各約款第22条）

1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4)上記3)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- 6)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（各約款第23条）

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4)上記3)においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5)為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5)において同

じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

6)上記5)においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

8)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限（各約款第23条の2）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（各約款第24条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価総額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2)上記1) 1.～2.で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲（各約款第25条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2)上記1)の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3)信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（各約款第26条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2)上記1)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4) 上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（各約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（各約款第29条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3) 上記2)においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

4) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（各約款第36条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入れ額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会におい

て決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

各ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

各資産（国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産）の資産配分比率は、基本アロケーションに応じ、±5%以内の変動に抑えます。

この資産配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、各資産の投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

○国別配分リスク

投資対象国のうち一部の国における証券市場全体の市場価値が下落する場合には、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

当ファンドでは、組入れられる資産の国別配分が、当該資産のベンチマークを構成する国別構成比率と若干異なる場合があります。

この国別配分が、当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、当ファンドの投資対象国のうち一部の国における証券市場全体の市場価値が下落する場合には、当ファンドの各資産の国別配分が各ベンチマークの国別比率と同等あるいは優れたものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

○株式投資リスク

当ファンドでは実質的に株式に投資します。株式には一般的に次に掲げるリスクがあります。

1. 価格変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

2. 信用リスク

投資する株式の発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

○債券投資リスク

当ファンドでは実質的に公社債に投資します。公社債では、一般に次に掲げるリスクがあります。

1.金利リスク

金利の上昇（債券の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2.信用リスク

投資する債券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

○為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドでは実質的に外国証券に投資します。外国証券に投資する場合には、一般に為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としており、また為替リスクのエクスポージャーを積極的にコントロールする場合があるため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が当ファンドの資産価値に影響します。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能

性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

○当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは証券市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

○当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。

○資金動向、市況動向等によっては、上記の投資態度に従った運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○各ファンドにつき、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

・注意事項

イ．当ファンドは、実質的に株式や公社債など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。

ロ．投資信託は預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

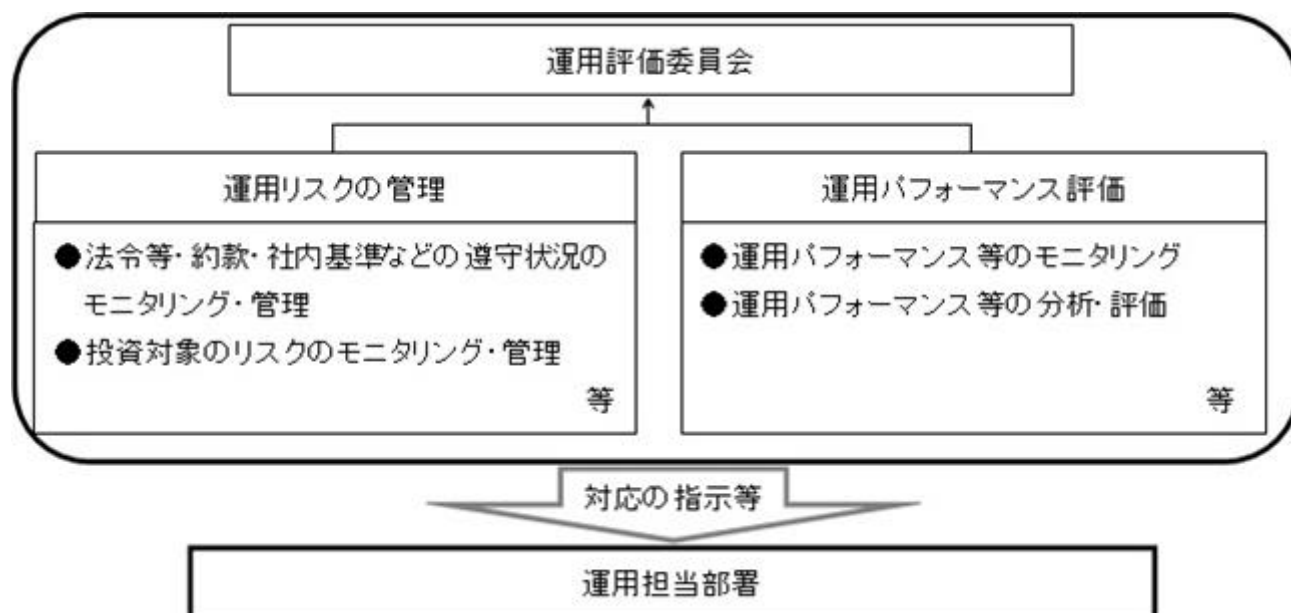
ハ．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスク管理体制は2025年5月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>1安定型



DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>2安定・成長型

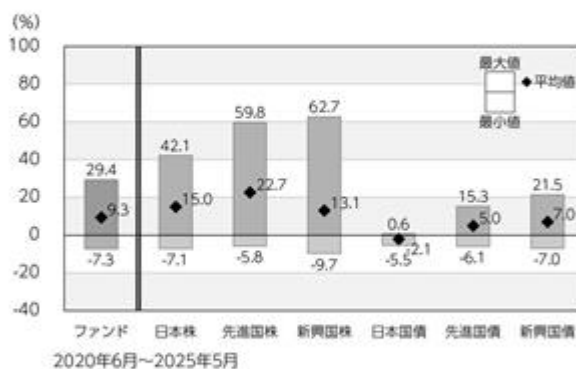
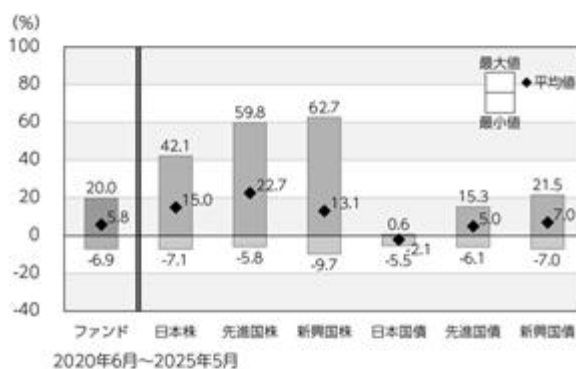
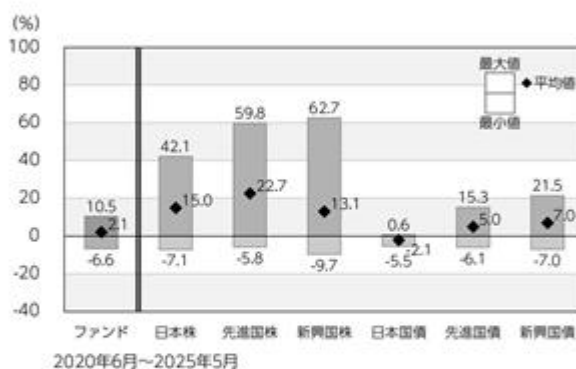


DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>3成長型



- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65%（税抜1.50%）

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.57%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.83%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.10%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産留保額

ありません。

その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- 2) 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- 3) 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

4) マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は、2025年5月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金> 1安定型	1.66%	1.65%	0.01%
DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金> 2安定・成長型	1.66%	1.65%	0.01%
DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金> 3成長型	1.66%	1.65%	0.01%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年5月28日～2025年5月26日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞1 安定型

2025年5月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	11,356,269,614	97.82
内 日本	11,356,269,614	97.82
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	253,633,597	2.18
純資産総額	11,609,903,211	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞2 安定・成長型

2025年5月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	35,716,533,478	98.10
内 日本	35,716,533,478	98.10
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	690,267,071	1.90
純資産総額	36,406,800,549	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞3 成長型

2025年5月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	37,515,288,858	98.17
内 日本	37,515,288,858	98.17
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	697,449,973	1.83
純資産総額	38,212,738,831	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

D Lジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	31,050,751,130	98.04
内 日本	31,050,751,130	98.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	621,136,464	1.96
純資産総額	31,671,887,594	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D Lジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	16,150,738,530	48.59
内 日本	15,557,374,530	46.80
内 メキシコ	297,012,000	0.89
内 インドネシア	296,352,000	0.89
社債券	16,205,923,535	48.75

内 日本	14,914,608,000	44.87
内 イギリス	596,004,395	1.79
内 フランス	495,775,000	1.49
内 アメリカ	199,536,140	0.60
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	883,999,604	2.66
純資産総額	33,240,661,669	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D L インターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		12,951,356,847	99.18
	内 アメリカ	8,901,516,908	68.17
	内 ドイツ	1,485,621,591	11.38
	内 ケイマン諸島	552,212,552	4.23
	内 フランス	543,096,863	4.16
	内 香港	398,757,450	3.05
	内 ベルギー	285,180,500	2.18
	内 スペイン	208,987,585	1.60
	内 カナダ	146,560,629	1.12
	内 リベリア	146,388,524	1.12
	内 オランダ	130,870,721	1.00
	内 イギリス	81,361,962	0.62
	内 イタリア	70,801,562	0.54
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		107,253,039	0.82
純資産総額		13,058,609,886	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券		10,388,027,554	85.57
	内 アメリカ	5,012,115,698	41.29
	内 中国	1,377,233,670	11.35
	内 イタリア	1,165,814,866	9.60
	内 スペイン	770,911,822	6.35
	内 フランス	534,449,491	4.40
	内 メキシコ	402,735,013	3.32
	内 イギリス	349,395,500	2.88
	内 ノルウェー	320,668,091	2.64
	内 ポーランド	222,610,534	1.83
	内 マレーシア	65,391,766	0.54
	内 シンガポール	60,121,500	0.50
	内 ドイツ	47,957,088	0.40
	内 ニュージーランド	36,951,418	0.30
	内 スウェーデン	21,671,097	0.18
地方債証券		382,648,511	3.15
	内 カナダ	382,648,511	3.15

特殊債券		1,213,691,794	10.00
	内 フランス	494,375,430	4.07
	内 オーストラリア	316,025,895	2.60
	内 イタリア	247,330,665	2.04
	内 国際機関	155,959,804	1.28
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		154,805,947	1.28
純資産総額		12,139,173,806	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞1 安定型

2025年5月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	D L ジャパン・ボンド・ オープン・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	5,042,983,890	1.4725 7,426,298,076	1.4780 7,453,530,189	- -	64.20
2	D L ジャパン・アクティ ブ・オープン・マザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	413,223,391	5.5588 2,297,067,508	5.6871 2,350,042,746	- -	20.24
3	D L インターナショナル・ ボンド・オープン・マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	311,317,503	3.0164 939,089,247	3.0515 949,985,360	- -	8.18
4	D L インターナショナル・ ハイブリッド・オープン・ マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	85,284,108	6.9255 590,643,618	7.0671 602,711,319	- -	5.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.82
合計	97.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞2 安定・成長型

2025年5月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
----	-----------------	----	----	---------------------	---------------------	------------------	-----------------

1	D L ジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	10,324,971,823	1.4725 15,204,553,506	1.4780 15,260,308,354	- -	41.92
2	D L ジャパン・アクティ ブ・オープン・マザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,029,773,613	5.5588 11,283,308,537	5.6871 11,543,525,514	- -	31.71
3	D L インターナショナル・ ハイブリッド・オープン・ マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	634,195,278	6.9255 4,392,182,817	7.0671 4,481,921,449	- -	12.31
4	D L インターナショナル・ ボンド・オープン・マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,452,000,053	3.0164 4,379,958,159	3.0515 4,430,778,161	- -	12.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.10
合計	98.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞3成長型

2025年5月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	D L ジャパン・アクティ ブ・オープン・マザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,824,015,135	5.5588 15,698,417,733	5.6871 16,060,456,474	- -	42.03
2	D L ジャパン・ボンド・ オープン・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	5,430,059,089	1.4725 7,996,305,014	1.4780 8,025,627,333	- -	21.00
3	D L インターナショナル・ ハイブリッド・オープン・ マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,037,242,162	6.9255 7,183,524,317	7.0671 7,330,294,083	- -	19.18
4	D L インターナショナル・ ボンド・オープン・マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,998,659,993	3.0164 6,028,957,868	3.0515 6,098,910,968	- -	15.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
----	---------

親投資信託受益証券	98.17
合計	98.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

D L ジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	815,700	2,030.00 1,655,871,000	2,025.50 1,652,200,350	- -	5.22
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	383,100	3,589.00 1,374,945,900	3,810.00 1,459,611,000	- -	4.61
3	日立製作所 日本	株式 電気機器	318,800	3,740.00 1,192,312,000	4,046.00 1,289,864,800	- -	4.07
4	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	331,000	3,892.00 1,288,252,000	3,700.00 1,224,700,000	- -	3.87
5	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	399,800	2,760.50 1,103,647,900	2,769.00 1,107,046,200	- -	3.50
6	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	171,400	5,755.11 986,427,466	6,112.00 1,047,596,800	- -	3.31
7	日本電気 日本	株式 電気機器	246,900	3,112.00 768,352,800	3,785.00 934,516,500	- -	2.95
8	任天堂 日本	株式 その他製品	76,500	10,285.00 786,802,500	11,835.00 905,377,500	- -	2.86
9	三菱重工業 日本	株式 機械	268,100	2,867.00 768,642,700	3,352.00 898,671,200	- -	2.84
10	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 日本	株式 小売業	178,200	4,110.00 732,402,000	4,739.00 844,489,800	- -	2.67
11	B I P R O G Y 日本	株式 情報・通信業	131,800	4,470.00 589,146,000	5,836.00 769,184,800	- -	2.43
12	イビデン 日本	株式 電気機器	128,500	4,246.93 545,730,742	5,911.00 759,563,500	- -	2.40
13	中外製薬 日本	株式 医薬品	83,800	6,862.00 575,035,600	7,583.00 635,455,400	- -	2.01
14	キーエンス 日本	株式 電気機器	10,400	61,070.00 635,128,000	60,740.00 631,696,000	- -	1.99
15	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	81,600	6,945.00 566,712,000	7,740.00 631,584,000	- -	1.99

16	住友電気工業 日本	株式 非鉄金属	206,100	2,642.50 544,619,250	3,036.00 625,719,600	- -	1.98
17	第一三共 日本	株式 医薬品	150,800	3,528.00 532,022,400	3,842.00 579,373,600	- -	1.83
18	大塚商会 日本	株式 情報・通 信業	174,200	3,311.00 576,776,200	2,965.50 516,590,100	- -	1.63
19	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス 業	59,200	8,031.00 475,435,200	8,689.00 514,388,800	- -	1.62
20	信越化学工業 日本	株式 化学	107,800	4,438.00 478,416,400	4,641.00 500,299,800	- -	1.58
21	ニデック 日本	株式 電気機器	167,700	2,695.00 451,951,500	2,810.00 471,237,000	- -	1.49
22	スズキ 日本	株式 輸送用機 器	252,500	1,820.00 459,550,000	1,852.50 467,756,250	- -	1.48
23	ウエストホールディングス 日本	株式 建設業	290,600	1,633.00 474,549,800	1,580.00 459,148,000	- -	1.45
24	三菱商事 日本	株式 卸売業	155,500	2,646.00 411,453,000	2,935.00 456,392,500	- -	1.44
25	HOYA 日本	株式 精密機器	24,100	17,440.00 420,304,000	17,115.00 412,471,500	- -	1.30
26	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	132,000	3,185.49 420,485,174	3,030.00 399,960,000	- -	1.26
27	丸紅 日本	株式 卸売業	134,100	2,625.45 352,072,847	2,945.00 394,924,500	- -	1.25
28	日本M&Aセンターホールディングス 日本	株式 サービス 業	555,300	618.20 343,286,460	711.10 394,873,830	- -	1.25
29	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	17,000	21,955.00 373,235,000	23,000.00 391,000,000	- -	1.23
30	ペプチドリーム 日本	株式 医薬品	216,800	2,303.00 499,290,400	1,754.00 380,267,200	- -	1.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
株式	98.04
合計	98.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年5月30日現在

業種	国内／外国	投資比率（％）
電気機器	国内	21.21
情報・通信業		9.63
銀行業		9.08

機械	6.07
輸送用機器	5.76
卸売業	5.63
医薬品	5.04
化学	5.01
小売業	4.55
サービス業	3.94
その他製品	3.90
保険業	3.41
精密機器	2.20
非鉄金属	1.98
建設業	1.45
食料品	1.42
陸運業	1.32
不動産業	1.20
証券、商品先物取引業	1.17
その他金融業	1.06
ゴム製品	1.01
ガラス・土石製品	0.84
繊維製品	0.83
鉄鋼	0.32
金属製品	0.01
合計	98.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

D L ジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	1303回 国庫短期証券 日本	国債証券	1,500,000,000	99.92 1,498,944,100	99.93 1,498,980,000	- 2025/8/4	4.51
2	366回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	1,346,000,000	93.87 1,263,490,200	93.86 1,263,382,520	0.2 2032/3/20	3.80
3	17回 みずほフィナン シャルG 劣後社債 日本	社債券	800,000,000	99.30 794,400,000	99.44 795,520,000	1.966 -	2.39
4	2回 武田薬品工業期限前 償還条項付劣後債 日本	社債券	800,000,000	99.15 793,232,000	99.16 793,320,000	1.934 2084/6/25	2.39
5	378回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	750,000,000	99.10 743,259,000	99.14 743,587,500	1.4 2035/3/20	2.24
6	26回 物価連動国債(1 0年) 日本	国債証券	618,000,000	119.33 737,500,812	118.85 734,501,602	0.005 2031/3/10	2.21
7	191回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	682,000,000	92.63 631,779,170	93.86 640,159,300	2 2044/12/20	1.93

8	33回 利付国庫債券（30年） 日本	国債証券	637,000,000	97.82 623,113,400	98.67 628,527,900	2 2040/9/20	1.89
9	156回 利付国庫債券（20年） 日本	国債証券	709,000,000	87.88 623,097,560	88.01 624,054,710	0.4 2036/3/20	1.88
10	17回 利付国庫債券（40年） 日本	国債証券	729,000,000	78.71 573,847,240	80.26 585,095,400	2.2 2064/3/20	1.76
11	169回 利付国庫債券（20年） 日本	国債証券	700,000,000	78.87 552,090,000	79.48 556,360,000	0.3 2039/6/20	1.67
12	4回 ソフトバンクグループ期限前償還条項付劣後社債 日本	社債券	500,000,000	100.57 502,850,000	100.55 502,750,000	3 2056/2/4	1.51
13	15回 三井住友FG永久劣後社債 日本	社債券	500,000,000	99.22 496,100,000	99.36 496,800,000	1.844 -	1.49
14	Barclays PLC 5/23/2027 イギリス	社債券	500,000,000	99.29 496,489,075	99.26 496,304,395	1.233 2027/5/23	1.49
15	3回 インフロニアHD社債 日本	社債券	500,000,000	97.57 487,875,000	97.51 487,585,000	1.273 2030/9/12	1.47
16	367回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	492,000,000	93.51 460,098,720	93.50 460,020,000	0.2 2032/6/20	1.38
17	1回 日本航空劣後永久社債 日本	社債券	400,000,000	100.34 401,360,000	101.43 405,720,000	3.218 -	1.22
18	3回 大和証券G本社永久劣後社債 日本	社債券	400,000,000	99.89 399,560,000	99.84 399,360,000	2.199 -	1.20
19	6回 東京電力リニューアブルパワー社債 日本	社債券	400,000,000	97.96 391,856,000	97.91 391,656,000	1.572 2031/12/12	1.18
20	154回 利付国庫債券（20年） 日本	国債証券	383,000,000	96.54 369,759,690	96.63 370,104,390	1.2 2035/9/20	1.11
21	80回 利付国庫債券（30年） 日本	国債証券	434,000,000	78.90 342,460,720	79.86 346,592,400	1.8 2053/9/20	1.04
22	3回 住友化学 期限前償還条項付劣後債 日本	社債券	300,000,000	103.82 311,460,000	103.76 311,280,000	3.3 2059/9/12	0.94
23	28回 物価連動国債（10年） 日本	国債証券	284,000,000	109.58 311,229,955	108.86 309,164,388	0.005 2033/3/10	0.93
24	187回 利付国庫債券（20年） 日本	国債証券	365,000,000	83.30 304,055,950	84.47 308,315,500	1.3 2043/12/20	0.93

25	5回 ソフトバンクグループ 期限前償還条項付劣後社債 日本	社債券	300,000,000	100.27 300,810,000	100.25 300,750,000	2.75 2056/6/21	0.90
26	21回 みずほフィナン シャルG 劣後社債 日本	社債券	300,000,000	99.81 299,430,000	99.78 299,340,000	2.164 -	0.90
27	1回 日本生命9回劣後 ローン流動化社債 日本	社債券	300,000,000	99.47 298,410,000	99.62 298,860,000	1.824 2054/8/2	0.90
28	2回 積水ハウス期限前償 還条項付無担保劣後社債 日本	社債券	300,000,000	99.46 298,380,000	99.41 298,230,000	1.713 2059/7/8	0.90
29	21回 三菱UFJFG永 久劣後社債 日本	社債券	300,000,000	99.43 298,290,000	99.38 298,140,000	1.912 -	0.90
30	6回 メキシコ合衆国円貨 債 メキシコ	国債証 券	300,000,000	99.07 297,234,000	99.00 297,012,000	1.43 2027/8/27	0.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	48.59
社債券	48.75
合計	97.34

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	8,500	58,355.89 496,025,132	65,990.29 560,917,478	- -	4.30
2	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	27,201	17,582.08 478,250,428	20,025.26 544,707,241	- -	4.17
3	SCOUT24 SE ドイツ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	24,993	15,765.80 394,034,686	19,448.47 486,075,685	- -	3.72

4	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD 香港	株式 銀行	650,000	542.53 352,647,996	613.47 398,757,450	- -	3.05
5	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL アメリカ	株式 タバコ	15,496	21,849.40 338,578,333	25,590.15 396,545,071	- -	3.04
6	NETFLIX INC アメリカ	株式 娯楽	2,201	132,072.65 290,691,924	170,465.80 375,195,243	- -	2.87
7	SAP SE ドイツ	株式 ソフトウェア	8,299	39,682.08 329,321,598	42,928.94 356,267,327	- -	2.73
8	TJX COMPANIES INC アメリカ	株式 専門小売り	18,497	16,978.38 314,049,109	18,281.56 338,154,031	- -	2.59
9	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	9,700	28,813.25 279,488,602	34,812.22 337,678,571	- -	2.59
10	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラクティブ・メディアおよびサービス	13,496	23,631.29 318,927,988	24,725.49 333,695,323	- -	2.56
11	APPLE INC アメリカ	株式 コンピュータ・周辺機器	10,997	30,714.80 337,770,724	28,766.80 316,348,571	- -	2.42
12	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	21,994	12,279.30 270,071,023	13,969.77 307,251,275	- -	2.35
13	SERVICENOW INC アメリカ	株式 ソフトウェア	2,100	121,473.75 255,094,889	146,061.14 306,728,394	- -	2.35
14	CHINA STATE CONSTRUCTION INT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 建設・土木	1,454,000	229.25 333,329,500	204.30 297,063,250	- -	2.27
15	KBC GROUPE ベルギー	株式 銀行	19,994	14,012.39 280,163,780	14,263.30 285,180,500	- -	2.18
16	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小売り	9,497	28,479.06 270,465,694	29,594.05 281,054,778	- -	2.15
17	SEA LTD ADR ケイマン諸島	株式 娯楽	11,001	18,199.68 200,214,746	23,193.28 255,149,302	- -	1.95
18	CITIGROUP INC アメリカ	株式 銀行	19,497	9,828.80 191,632,214	10,866.50 211,864,171	- -	1.62

19	BOSTON SCIENTIFIC CORP アメリカ	株式 ヘルスケア機器・用品	14,001	13,747.70 192,481,660	15,034.41 210,496,844	- -	1.61
20	ALLIANZ SE ドイツ	株式 保険	3,700	57,557.53 212,962,873	56,873.28 210,431,169	- -	1.61
21	TRANSDIGM GROUP INC アメリカ	株式 航空宇宙・防衛	1,000	193,703.75 193,703,753	210,148.03 210,148,031	- -	1.61
22	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	32,995	5,860.95 193,382,178	6,364.80 210,006,866	- -	1.61
23	IBERDROLA SA スペイン	株式 電力	79,979	2,296.36 183,661,180	2,613.03 208,987,585	- -	1.60
24	ENCOMPASS HEALTH CORP アメリカ	株式 ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	11,991	14,729.92 176,626,582	17,265.83 207,034,671	- -	1.59
25	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	5,299	33,522.94 177,638,090	38,034.91 201,546,998	- -	1.54
26	CENCORA INC アメリカ	株式 ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	4,800	39,800.53 191,042,554	41,821.57 200,743,537	- -	1.54
27	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	1,300	130,046.97 169,061,061	145,127.42 188,665,650	- -	1.44
28	INTAPP INC アメリカ	株式 ソフトウェア	24,002	8,528.61 204,703,783	7,832.28 187,990,451	- -	1.44
29	NEXTERA ENERGY INC アメリカ	株式 電力	17,999	10,185.05 183,320,818	9,925.59 178,650,717	- -	1.37
30	T-MOBILE US INC アメリカ	株式 無線通信サービス	4,999	36,837.51 184,150,735	34,428.09 172,106,026	- -	1.32

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
株式	99.18
合計	99.18

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年5月30日現在

業種	国内 / 外国	投資比率（％）
ソフトウェア	外国	11.53
銀行		10.97
半導体・半導体製造装置		8.82
インタラクティブ・メディアおよびサービス		6.28
娯楽		4.83
生活必需品流通・小売り		3.80
石油・ガス・消耗燃料		3.52
大規模小売り		3.44
建設・土木		3.40
航空宇宙・防衛		3.22
ヘルスケア・プロバイダー / ヘルスケア・サービス		3.12
タバコ		3.04
電力		2.97
通信機器		2.63
専門小売り		2.59
コンピュータ・周辺機器		2.42
電気設備		2.22
ヘルスケア機器・用品		2.12
資本市場		1.92
自動車		1.79
保険		1.61
無線通信サービス		1.32
消費者金融		1.24
ホテル・レストラン・レジャー		1.12
商社・流通業		1.10
金融サービス		1.10
バイオテクノロジー		1.04
飲料		0.98
食品		0.96
コングロマリット		0.96
医薬品		0.88
建設資材		0.67
化学		0.64
繊維・アパレル・贅沢品		0.48
パーソナルケア用品		0.46
合計		99.18

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	US T N/B 4.625 02/15/35 アメリカ	国債証券	1,038,741,400	100.97 1,048,866,308	101.60 1,055,377,485	4.625 2035/2/15	8.69

2	US T N/B 1.5 08/15/26 アメリカ	国債証券	942,348,500	96.92 913,394,688	96.94 913,562,689	1.5 2026/8/15	7.53
3	US T N/B 4.125 11/15/32 アメリカ	国債証券	831,568,600	98.83 821,881,031	99.33 826,030,216	4.125 2032/11/15	6.80
4	CHINA GOVERNMENT BOND 1.42 11/15/27 中国	国債証券	600,162,000	99.88 599,492,279	99.83 599,178,754	1.42 2027/11/15	4.94
5	US T N/B 2.375 05/15/29 アメリカ	国債証券	589,867,000	94.04 554,737,328	94.24 555,892,040	2.375 2029/5/15	4.58
6	ITALY BTPS 3.85 12/15/29 イタリア	国債証券	353,311,200	105.48 372,707,984	105.75 373,626,594	3.85 2029/12/15	3.08
7	CHINA GOVERNMENT BOND 2.12 06/25/31 中国	国債証券	340,091,800	102.83 349,749,114	102.70 349,275,570	2.12 2031/6/25	2.88
8	CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34 中国	国債証券	320,086,400	103.22 330,396,286	103.11 330,044,639	2.11 2034/8/25	2.72
9	ITALY BTPS 3.45 07/15/27 イタリア	国債証券	294,426,000	102.96 303,170,452	103.00 303,288,222	3.45 2027/7/15	2.50
10	NORWAY 3.75 06/12/35 ノルウェー	国債証券	308,140,000	97.13 299,317,951	97.69 301,045,076	3.75 2035/6/12	2.48
11	US T N/B 1.625 05/15/31 アメリカ	国債証券	333,778,400	86.59 289,036,985	86.92 290,139,479	1.625 2031/5/15	2.39
12	US T N/B 0.625 08/15/30 アメリカ	国債証券	332,339,700	83.79 278,488,828	84.06 279,386,040	0.625 2030/8/15	2.30
13	FRANCE OAT 2.75 02/25/30 フランス	国債証券	269,890,500	101.16 273,044,980	101.37 273,603,247	2.75 2030/2/25	2.25
14	SPAIN 3.15 04/30/35 スペイン	国債証券	261,712,000	99.60 260,689,491	100.32 262,564,710	3.15 2035/4/30	2.16
15	SFIL SA 3.0 09/24/30 フランス	特殊債券	245,355,000	101.04 247,918,959	101.36 248,704,095	3 2030/9/24	2.05
16	CASSA DEPOSITI E PRESTITI 3.375 02/11/32 イタリア	特殊債券	245,355,000	100.38 246,309,815	100.80 247,330,665	3.375 2032/2/11	2.04
17	US T N/B 3.0 11/15/44 アメリカ	国債証券	302,127,000	74.05 223,748,554	75.16 227,079,122	3 2044/11/15	1.87
18	ITALY BTPS 1.65 03/01/32 イタリア	国債証券	238,812,200	91.83 219,317,541	92.32 220,486,945	1.65 2032/3/1	1.82
19	US T N/B 4.5 11/15/54 アメリカ	国債証券	230,192,000	91.57 210,801,667	93.21 214,564,119	4.5 2054/11/15	1.77
20	ITALY BTPS 3.0 08/01/29 イタリア	国債証券	180,744,850	102.29 184,890,052	102.53 185,327,724	3 2029/8/1	1.53
21	SPAIN 3.45 10/31/34 スペイン	国債証券	168,477,100	102.47 172,643,538	103.17 173,827,595	3.45 2034/10/31	1.43
22	SOCIETE NATIONALE SNCF S 3.625 04/03/35 フランス	特殊債券	163,570,000	101.88 166,654,275	102.57 167,783,890	3.625 2035/4/3	1.38
23	NBN CO LTD 3.375 11/29/32 オーストラリア	特殊債券	163,570,000	100.61 164,582,396	101.08 165,346,484	3.375 2032/11/29	1.36

24	UK TREASURY 4.375 07/31/54 イギリス	国債証券	194,120,000	83.74 162,556,852	84.94 164,885,528	4.375 2054/7/31	1.36
25	UNITED MEXICAN STATES 4.625 05/04/33 メキシコ	国債証券	163,570,000	98.76 161,543,909	99.48 162,733,126	4.625 2033/5/4	1.34
26	ONTARIO (PROVINCE OF) 4.15 06/02/34 カナダ	地方債証券	156,135,000	102.22 159,612,705	103.03 160,872,830	4.15 2034/6/2	1.33
27	UNITED MEXICAN STATES 6.0 05/13/30 メキシコ	国債証券	143,870,000	102.70 147,754,490	102.88 148,013,456	6 2030/5/13	1.22
28	FRANCE OAT 3.2 05/25/35 フランス	国債証券	147,213,000	99.49 146,473,622	100.17 147,474,774	3.2 2035/5/25	1.21
29	ONTARIO (PROVINCE OF) 4.7 01/15/30 カナダ	地方債証券	143,870,000	101.79 146,452,892	102.10 146,892,531	4.7 2030/1/15	1.21
30	REPUBLIC OF POLAND 4.875 02/12/30 ポーランド	国債証券	143,870,000	100.74 144,946,507	101.06 145,399,440	4.875 2030/2/12	1.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	85.57
地方債証券	3.15
特殊債券	10.00
合計	98.72

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞1 安定型

該当事項はありません。

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞2 安定・成長型

該当事項はありません。

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞3 成長型

該当事項はありません。

（参考）

D Lジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド

該当事項はありません。

D Lジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド

該当事項はありません。

ＤＬインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

ＤＬインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ＤＩＡＭライフサイクル・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型
該当事項はありません。

ＤＩＡＭライフサイクル・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型
該当事項はありません。

ＤＩＡＭライフサイクル・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型
該当事項はありません。

（参考）

ＤＬジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

ＤＬジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

ＤＬインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

ＤＬインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

ＤＩＡＭライフサイクル・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型

直近日（2025年5月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第15計算期間末 (2016年5月25日)	8,977	8,977	1.3293	1.3293
第16計算期間末 (2017年5月25日)	9,628	9,628	1.3569	1.3569
第17計算期間末 (2018年5月25日)	10,221	10,221	1.3904	1.3904
第18計算期間末 (2019年5月27日)	10,311	10,311	1.3561	1.3561
第19計算期間末 (2020年5月25日)	10,618	10,618	1.3631	1.3631
第20計算期間末 (2021年5月25日)	11,897	11,897	1.4773	1.4773
第21計算期間末 (2022年5月25日)	11,619	11,619	1.4477	1.4477

第22計算期間末 (2023年5月25日)	11,849	11,849	1.4611	1.4611
第23計算期間末 (2024年5月27日)	12,264	12,264	1.5410	1.5410
第24計算期間末 (2025年5月26日)	11,481	11,481	1.4939	1.4939
2024年5月末日	12,260	-	1.5362	-
6月末日	12,395	-	1.5592	-
7月末日	12,174	-	1.5404	-
8月末日	12,109	-	1.5356	-
9月末日	12,049	-	1.5335	-
10月末日	12,199	-	1.5438	-
11月末日	12,058	-	1.5331	-
12月末日	12,149	-	1.5505	-
2025年1月末日	11,976	-	1.5397	-
2月末日	11,654	-	1.5075	-
3月末日	11,532	-	1.4941	-
4月末日	11,483	-	1.4928	-
5月末日	11,609	-	1.5071	-

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞2 安定・成長型

直近日（2025年5月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第15計算期間末 (2016年5月25日)	21,698	21,698	1.4542	1.4542
第16計算期間末 (2017年5月25日)	23,824	23,824	1.5383	1.5383
第17計算期間末 (2018年5月25日)	25,816	25,816	1.6091	1.6091
第18計算期間末 (2019年5月27日)	25,811	25,811	1.5436	1.5436
第19計算期間末 (2020年5月25日)	26,630	26,630	1.5710	1.5710
第20計算期間末 (2021年5月25日)	32,146	32,146	1.8202	1.8202
第21計算期間末 (2022年5月25日)	31,696	31,696	1.7926	1.7926
第22計算期間末 (2023年5月25日)	33,365	33,365	1.8565	1.8565
第23計算期間末 (2024年5月27日)	37,279	37,279	2.1040	2.1040
第24計算期間末 (2025年5月26日)	35,860	35,860	2.0519	2.0519
2024年5月末日	37,243	-	2.0966	-
6月末日	38,185	-	2.1497	-
7月末日	37,349	-	2.1046	-
8月末日	36,815	-	2.0824	-

9月末日	36,735	-	2.0775	-
10月末日	37,485	-	2.1110	-
11月末日	37,125	-	2.0973	-
12月末日	37,838	-	2.1399	-
2025年1月末日	37,587	-	2.1256	-
2月末日	36,232	-	2.0553	-
3月末日	35,804	-	2.0338	-
4月末日	35,477	-	2.0249	-
5月末日	36,406	-	2.0776	-

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞3成長型

直近日（2025年5月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第15計算期間末 (2016年5月25日)	18,885	18,885	1.5598	1.5598
第16計算期間末 (2017年5月25日)	21,102	21,102	1.7044	1.7044
第17計算期間末 (2018年5月25日)	23,464	23,464	1.8171	1.8171
第18計算期間末 (2019年5月27日)	22,999	22,999	1.7167	1.7167
第19計算期間末 (2020年5月25日)	23,853	23,853	1.7614	1.7614
第20計算期間末 (2021年5月25日)	30,404	30,404	2.1681	2.1681
第21計算期間末 (2022年5月25日)	30,130	30,130	2.1453	2.1453
第22計算期間末 (2023年5月25日)	32,246	32,246	2.2766	2.2766
第23計算期間末 (2024年5月27日)	38,662	38,662	2.7592	2.7592
第24計算期間末 (2025年5月26日)	37,509	37,509	2.7061	2.7061
2024年5月末日	38,627	-	2.7482	-
6月末日	39,976	-	2.8444	-
7月末日	38,881	-	2.7612	-
8月末日	38,141	-	2.7127	-
9月末日	38,014	-	2.7045	-
10月末日	39,058	-	2.7729	-
11月末日	38,674	-	2.7562	-
12月末日	39,702	-	2.8348	-
2025年1月末日	39,379	-	2.8169	-
2月末日	37,557	-	2.6932	-
3月末日	37,053	-	2.6611	-
4月末日	36,611	-	2.6409	-
5月末日	38,212	-	2.7494	-

【分配の推移】

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C 年金＞1 安定型

	1 口当たりの分配金（円）
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000
第23計算期間	0.0000
第24計算期間	0.0000

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C 年金＞2 安定・成長型

	1 口当たりの分配金（円）
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000
第23計算期間	0.0000
第24計算期間	0.0000

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C 年金＞3 成長型

	1 口当たりの分配金（円）
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000
第23計算期間	0.0000
第24計算期間	0.0000

【収益率の推移】

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C 年金＞1 安定型

	収益率（％）
第15計算期間	0.6
第16計算期間	2.1
第17計算期間	2.5
第18計算期間	2.5
第19計算期間	0.5
第20計算期間	8.4
第21計算期間	2.0

第22計算期間	0.9
第23計算期間	5.5
第24計算期間	3.1

（注）収益率は期間騰落率です。

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞2 安定・成長型

	収益率（％）
第15計算期間	5.1
第16計算期間	5.8
第17計算期間	4.6
第18計算期間	4.1
第19計算期間	1.8
第20計算期間	15.9
第21計算期間	1.5
第22計算期間	3.6
第23計算期間	13.3
第24計算期間	2.5

（注）収益率は期間騰落率です。

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞3 成長型

	収益率（％）
第15計算期間	9.1
第16計算期間	9.3
第17計算期間	6.6
第18計算期間	5.5
第19計算期間	2.6
第20計算期間	23.1
第21計算期間	1.1
第22計算期間	6.1
第23計算期間	21.2
第24計算期間	1.9

（注）収益率は期間騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞1 安定型

	設定口数	解約口数
第15計算期間	1,072,064,297	837,267,047
第16計算期間	1,118,170,834	776,277,636
第17計算期間	1,211,397,871	955,532,914
第18計算期間	1,084,225,879	831,884,370
第19計算期間	1,250,100,753	1,063,530,946
第20計算期間	1,397,799,370	1,135,084,051
第21計算期間	1,076,133,721	1,103,279,254
第22計算期間	916,721,875	833,091,424
第23計算期間	1,050,022,286	1,200,916,213
第24計算期間	848,104,452	1,121,380,932

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞2 安定・成長型

	設定口数	解約口数
--	------	------

第15計算期間	1,745,244,174	1,302,965,691
第16計算期間	1,833,617,682	1,266,843,196
第17計算期間	2,010,834,889	1,454,772,967
第18計算期間	1,925,055,713	1,247,404,019
第19計算期間	2,052,671,152	1,823,010,279
第20計算期間	2,535,116,960	1,826,202,004
第21計算期間	1,957,266,716	1,935,669,114
第22計算期間	1,740,740,605	1,451,029,664
第23計算期間	1,734,922,523	1,988,178,982
第24計算期間	1,553,644,699	1,795,318,398

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞3成長型

	設定口数	解約口数
第15計算期間	1,610,845,137	1,265,255,617
第16計算期間	1,462,098,313	1,188,294,000
第17計算期間	1,799,646,239	1,268,185,531
第18計算期間	1,622,602,380	1,137,866,822
第19計算期間	1,874,375,387	1,729,564,221
第20計算期間	2,299,025,862	1,817,573,243
第21計算期間	1,908,455,799	1,887,022,025
第22計算期間	1,477,226,612	1,357,966,183
第23計算期間	1,613,479,833	1,765,271,394
第24計算期間	1,409,873,495	1,561,341,638

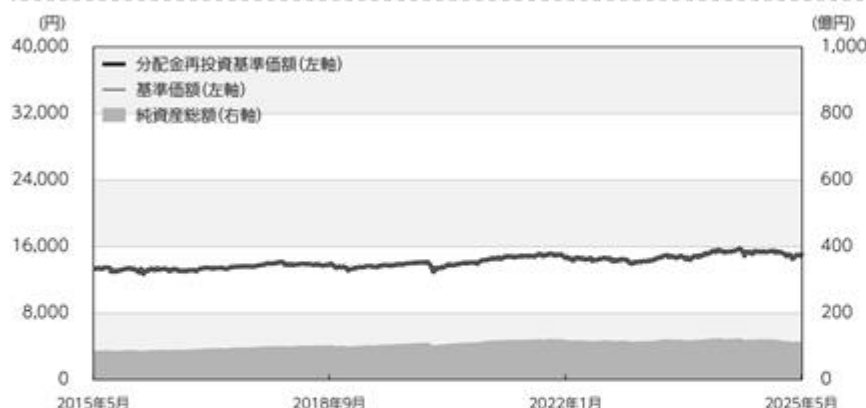
（注）本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

データの基準日:2025年5月30日

DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>1安定型

基準価額・純資産の推移（2015年5月29日～2025年5月30日）



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2001年10月1日)

分配の推移(税引前)

2021年 5月	0円
2022年 5月	0円
2023年 5月	0円
2024年 5月	0円
2025年 5月	0円
設定来累計	0円

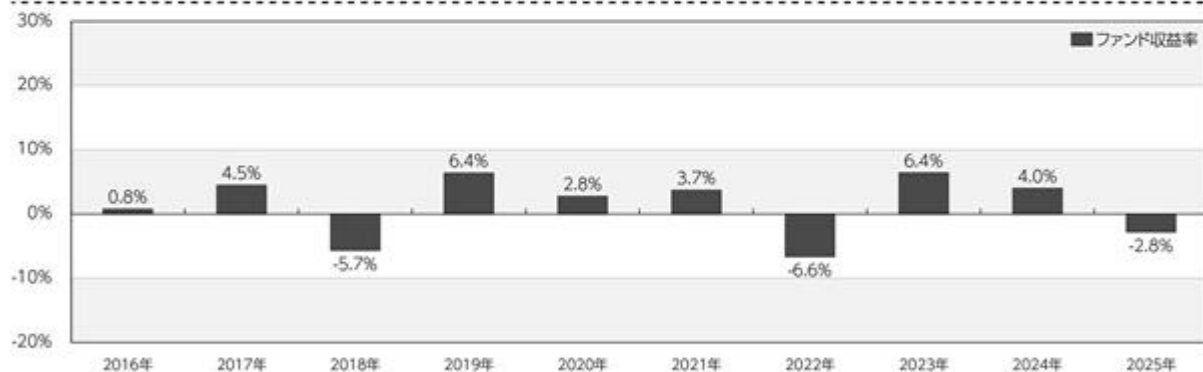
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド	64.20
2	DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド	20.24
3	DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド	8.18
4	DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド	5.19

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

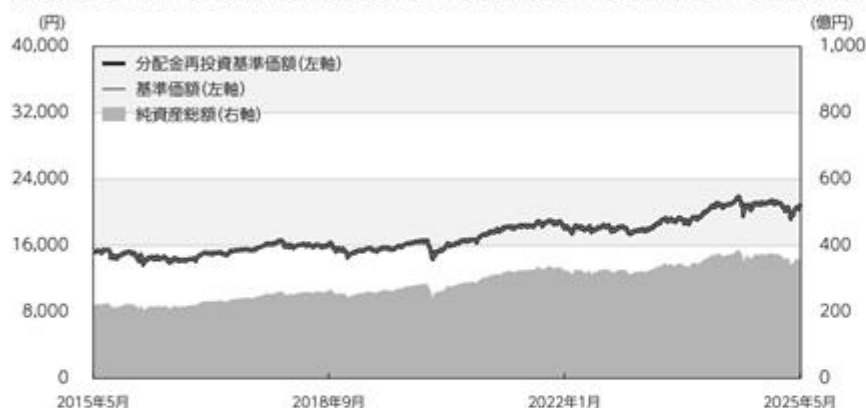
○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2025年5月30日

DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>2安定・成長型

基準価額・純資産の推移（2015年5月29日～2025年5月30日）



分配の推移(税引前)

2021年 5月	0円
2022年 5月	0円
2023年 5月	0円
2024年 5月	0円
2025年 5月	0円
設定来累計	0円

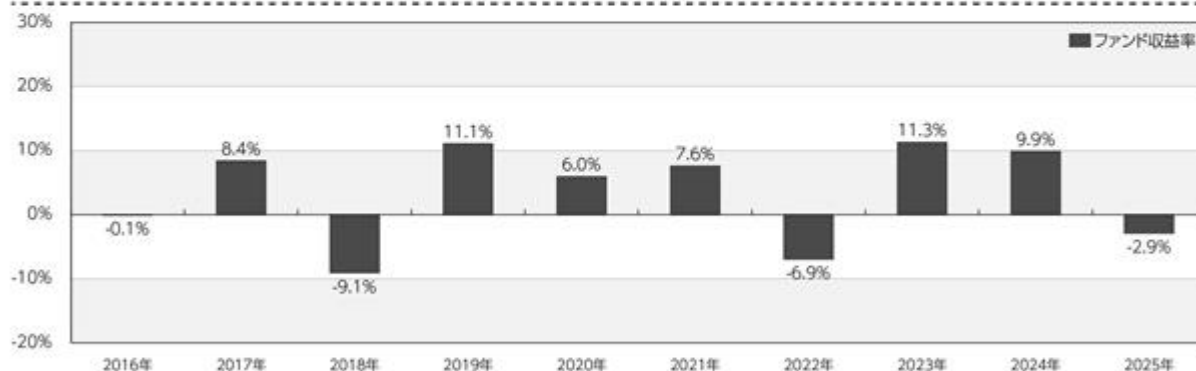
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド	41.92
2	DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド	31.71
3	DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド	12.31
4	DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド	12.17

年間収益率の推移(暦年ベース)



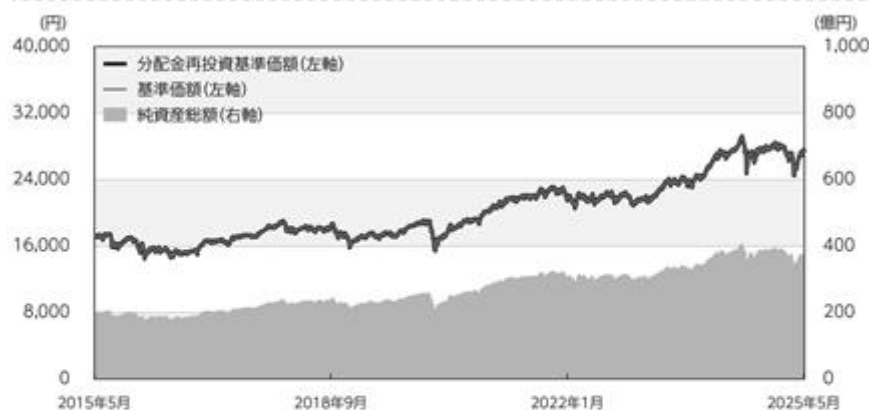
○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2025年5月30日

DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>3成長型

基準価額・純資産の推移（2015年5月29日～2025年5月30日）



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2001年10月1日)

分配の推移(税引前)

2021年 5月	0円
2022年 5月	0円
2023年 5月	0円
2024年 5月	0円
2025年 5月	0円
設定来累計	0円

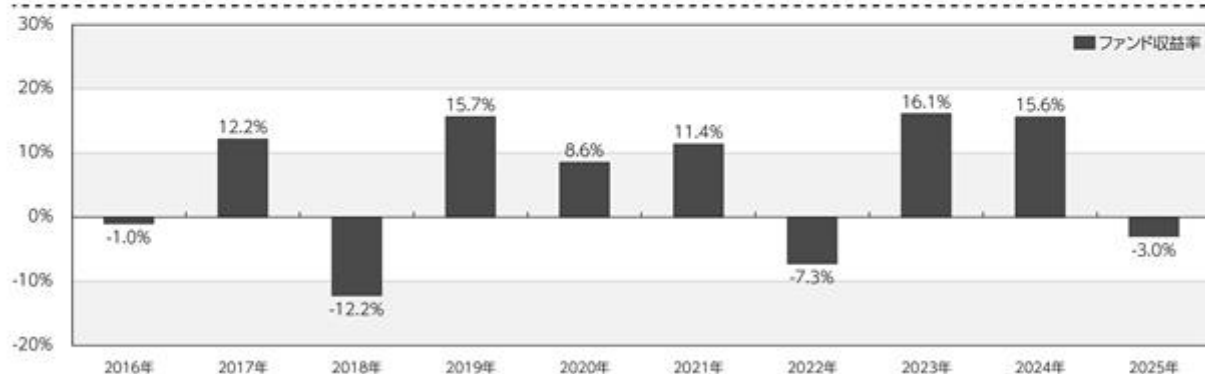
※分配金は1万円当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド	42.03
2	DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド	21.00
3	DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド	19.18
4	DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド	15.96

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2025年5月30日

主要な資産の状況

■DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	5.22
2	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	4.61
3	日立製作所	株式	日本	電気機器	4.07
4	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	3.87
5	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.50

■DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	1303回 国庫短期証券	国債証券	日本	－	2025/8/4	4.51
2	366回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.2	2032/3/20	3.80
3	17回 みずほフィナンシャルG 劣後社債	社債券	日本	1.966	－	2.39
4	2回 武田薬品工業期限前償還条項付劣後債	社債券	日本	1.934	2084/6/25	2.39
5	378回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.4	2035/3/20	2.24

■DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	4.30
2	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.17
3	SCOUT24 SE	株式	ドイツ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	3.72
4	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	株式	香港	銀行	3.05
5	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	株式	アメリカ	タバコ	3.04

■DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 4.625 02/15/35	国債証券	アメリカ	4.625	2035/2/15	8.69
2	US T N/B 1.5 08/15/26	国債証券	アメリカ	1.5	2026/8/15	7.53
3	US T N/B 4.125 11/15/32	国債証券	アメリカ	4.125	2032/11/15	6.80
4	CHINA GOVERNMENT BOND 1.42 11/15/27	国債証券	中国	1.42	2027/11/15	4.94
5	US T N/B 2.375 05/15/29	国債証券	アメリカ	2.375	2029/5/15	4.58

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」に従って分配金累積投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込価額（発行価格）

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

お申込単位

各ファンドにつき、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

お申込手数料

ありません。

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって解約の請求をすることができます。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が上記の解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、上記の解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

上記の解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約代金の受渡金額

確定拠出年金の加入者におかれましては、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記による解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当

該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて算出した価額とします。

解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場日
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社にて計算されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は2001年10月1日から無期限です。

下記(5) の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は原則として毎年5月26日から翌年5月25日までとします。

上記 の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】**償還規定**

- 1) 委託会社は各ファンドにつき信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項についてあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 2) 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項についてあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3) 委託会社は上記1)、2)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 上記1)、2)につき、上記3)に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6) 上記3)～5)の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 10) 上記3)に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2) 委託会社は、上記1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 委託会社は上記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 上記3)に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1)～5)の規定に従います。
- 7) 上記3)に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。（URL <https://www.am-one.co.jp/>）

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

運用報告書

- ・委託会社は、毎年5月25日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（URL <https://www.am-one.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、累積投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞1 安定型

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞2 安定・成長型

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞3 成長型

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間（2024年5月28日から2025年5月26日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>1安定型】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	383,371,534	333,357,292
親投資信託受益証券	11,990,617,823	11,253,098,449
流動資産合計	12,373,989,357	11,586,455,741
資産合計	12,373,989,357	11,586,455,741
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,719,731	9,101,854
未払受託者報酬	6,693,958	6,374,119
未払委託者報酬	93,715,984	89,238,364
その他未払費用	238,214	226,824
流動負債合計	109,367,887	104,941,161
負債合計	109,367,887	104,941,161
純資産の部		
元本等		
元本	7,958,781,114	7,685,504,634
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,305,840,356	3,796,009,946
（分配準備積立金）	1,575,465,329	1,365,296,590
元本等合計	12,264,621,470	11,481,514,580
純資産合計	12,264,621,470	11,481,514,580
負債純資産合計	12,373,989,357	11,586,455,741

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2023年5月26日 至 2024年5月27日	第24期 自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
営業収益		
受取利息	31,162	627,825
有価証券売買等損益	845,548,859	169,519,374
営業収益合計	845,580,021	168,891,549
営業費用		
支払利息	48,460	-
受託者報酬	13,391,149	13,115,154
委託者報酬	187,477,330	183,613,507
その他費用	476,538	466,712
営業費用合計	201,393,477	197,195,373
営業利益又は営業損失（ ）	644,186,544	366,086,922
経常利益又は経常損失（ ）	644,186,544	366,086,922
当期純利益又は当期純損失（ ）	644,186,544	366,086,922
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	46,517,158	13,007,937
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,739,394,988	4,305,840,356
剰余金増加額又は欠損金減少額	524,514,844	449,824,517
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	524,514,844	449,824,517
剰余金減少額又は欠損金増加額	555,738,862	606,575,942
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	555,738,862	606,575,942
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,305,840,356	3,796,009,946

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第24期
	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年5月27日、当計算期間末日を2025年5月26日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第23期	第24期
	2024年5月27日現在	2025年5月26日現在
1. 期首元本額	8,109,675,041円	7,958,781,114円
期中追加設定元本額	1,050,022,286円	848,104,452円
期中一部解約元本額	1,200,916,213円	1,121,380,932円
2. 受益権の総数	7,958,781,114口	7,685,504,634口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第23期	第24期
	自 2023年5月26日 至 2024年5月27日	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（511,247,327円）、信託約款に規定される収益調整金（2,903,730,180円）及び分配準備積立金（1,064,218,002円）より分配対象収益は4,479,195,509円（1万口当たり5,627.99円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,960,099,430円）及び分配準備積立金（1,365,296,590円）より分配対象収益は4,325,396,020円（1万口当たり5,627.99円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第23期	第24期
	自 2023年5月26日 至 2024年5月27日	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	696,711,295	194,038,603
合計	696,711,295	194,038,603

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.5410円 (15,410円)	1.4939円 (14,939円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年5月26日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	D L ジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド	413,223,391	2,297,067,508	
	D L ジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド	5,042,983,890	7,426,298,076	
	D L インターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド	85,284,108	590,643,618	
	D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド	311,317,503	939,089,247	
親投資信託受益証券 合計		5,852,808,892	11,253,098,449	
合計			11,253,098,449	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【DIAMライフサイクル・ファンド＜DC年金＞2安定・成長型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,224,852,770	917,847,395
親投資信託受益証券	36,378,847,537	35,260,003,019
流動資産合計	37,603,700,307	36,177,850,414
資産合計	37,603,700,307	36,177,850,414
負債の部		
流動負債		
未払解約金	25,144,309	19,982,639
未払受託者報酬	19,867,510	19,807,283
未払委託者報酬	278,145,626	277,302,597
その他未払費用	548,282	545,601
流動負債合計	323,705,727	317,638,120
負債合計	323,705,727	317,638,120
純資産の部		
元本等		
元本	17,718,486,571	17,476,812,872
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,561,508,009	18,383,399,422
（分配準備積立金）	10,385,529,064	9,381,707,050
元本等合計	37,279,994,580	35,860,212,294
純資産合計	37,279,994,580	35,860,212,294
負債純資産合計	37,603,700,307	36,177,850,414

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2023年5月26日 至 2024年5月27日	第24期 自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
営業収益		
受取利息	91,105	1,784,976
有価証券売買等損益	5,019,899,493	328,844,518
営業収益合計	5,019,990,598	327,059,542
営業費用		
支払利息	148,543	-
受託者報酬	38,949,122	40,422,833
委託者報酬	545,288,760	565,920,900
その他費用	1,086,844	1,109,874
営業費用合計	585,473,269	607,453,607
営業利益又は営業損失（ ）	4,434,517,329	934,513,149
経常利益又は経常損失（ ）	4,434,517,329	934,513,149
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,434,517,329	934,513,149
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	229,286,862	41,723,491
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	15,393,283,451	19,561,508,009
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,673,093,893	1,696,574,457
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,673,093,893	1,696,574,457
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,710,099,802	1,981,893,386
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,710,099,802	1,981,893,386
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,561,508,009	18,383,399,422

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第24期	
	自 2024年5月28日	至 2025年5月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年5月27日、当計算期間末日を2025年5月26日としております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第23期	第24期
	2024年5月27日現在	2025年5月26日現在
1. 期首元本額	17,971,743,030円	17,718,486,571円
期中追加設定元本額	1,734,922,523円	1,553,644,699円
期中一部解約元本額	1,988,178,982円	1,795,318,398円
2. 受益権の総数	17,718,486,571口	17,476,812,872口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第23期	第24期
	自 2023年5月26日 至 2024年5月27日	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（4,205,091,668円）、信託約款に規定される収益調整金（10,363,731,709円）及び分配準備積立金（6,180,437,396円）より分配対象収益は20,749,260,773円（1万口当たり11,710.51円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（11,084,538,061円）及び分配準備積立金（9,381,707,050円）より分配対象収益は20,466,245,111円（1万口当たり11,710.51円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第23期	第24期
	自 2023年5月26日 至 2024年5月27日	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,524,706,365	391,267,374
合計	4,524,706,365	391,267,374

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.1040円 (21,040円)	2.0519円 (20,519円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年5月26日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	D L ジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド	2,029,773,613	11,283,308,537	
	D L ジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド	10,324,971,823	15,204,553,506	
	D L インターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド	634,195,278	4,392,182,817	
	D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド	1,452,000,053	4,379,958,159	
親投資信託受益証券 合計		14,440,940,767	35,260,003,019	
合計			35,260,003,019	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【DIAMライフサイクル・ファンド＜DC年金＞3成長型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,422,161,728	930,885,909
親投資信託受益証券	37,584,186,332	36,907,204,932
流動資産合計	39,006,348,060	37,838,090,841
資産合計	39,006,348,060	37,838,090,841
負債の部		
流動負債		
未払解約金	40,458,292	18,395,403
未払受託者報酬	20,159,743	20,609,642
未払委託者報酬	282,236,956	288,535,536
その他未払費用	553,498	559,888
流動負債合計	343,408,489	328,100,469
負債合計	343,408,489	328,100,469
純資産の部		
元本等		
元本	14,012,618,896	13,861,150,753
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,650,320,675	23,648,839,619
（分配準備積立金）	13,868,321,929	12,404,500,295
元本等合計	38,662,939,571	37,509,990,372
純資産合計	38,662,939,571	37,509,990,372
負債純資産合計	39,006,348,060	37,838,090,841

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2023年5月26日 至 2024年5月27日	第24期 自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
営業収益		
受取利息	126,866	2,118,945
有価証券売買等損益	7,408,504,161	130,981,400
営業収益合計	7,408,631,027	128,862,455
営業費用		
支払利息	161,288	-
受託者報酬	38,926,816	42,021,897
委託者報酬	544,976,487	588,307,760
その他費用	1,086,464	1,138,334
営業費用合計	585,151,055	631,467,991
営業利益又は営業損失（ ）	6,823,479,972	760,330,446
経常利益又は経常損失（ ）	6,823,479,972	760,330,446
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,823,479,972	760,330,446
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	385,894,075	48,340,516
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	18,082,401,571	24,650,320,675
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,398,436,679	2,457,096,968
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,398,436,679	2,457,096,968
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,268,103,472	2,746,588,094
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,268,103,472	2,746,588,094
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,650,320,675	23,648,839,619

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第24期	
	自 2024年5月28日	至 2025年5月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年5月27日、当計算期間末日を2025年5月26日としております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第23期	第24期
	2024年5月27日現在	2025年5月26日現在
1. 期首元本額	14,164,410,457円	14,012,618,896円
期中追加設定元本額	1,613,479,833円	1,409,873,495円
期中一部解約元本額	1,765,271,394円	1,561,341,638円
2. 受益権の総数	14,012,618,896口	13,861,150,753口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第23期	第24期
	自 2023年5月26日 至 2024年5月27日	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（6,437,454,185円）、信託約款に規定される収益調整金（12,604,181,961円）及び分配準備積立金（7,430,867,744円）より分配対象収益は26,472,503,890円（1万口当たり18,891.90円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（13,781,857,869円）及び分配準備積立金（12,404,500,295円）より分配対象収益は26,186,358,164円（1万口当たり18,891.90円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第23期	第24期
	自 2023年5月26日 至 2024年5月27日	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	6,958,525,106	192,675,731
合計	6,958,525,106	192,675,731

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第23期 2024年5月27日現在	第24期 2025年5月26日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.7592円 (27,592円)	2.7061円 (27,061円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年5月26日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	D L ジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド	2,824,015,135	15,698,417,733	
	D L ジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド	5,430,059,089	7,996,305,014	
	D L インターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド	1,037,242,162	7,183,524,317	
	D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド	1,998,659,993	6,028,957,868	
親投資信託受益証券 合計		11,289,976,379	36,907,204,932	
合計			36,907,204,932	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「D I A Mライフサイクル・ファンド< D C年金> 1安定型」、「D I A Mライフサイクル・ファンド< D C年金> 2安定・成長型」、「D I A Mライフサイクル・ファンド< D C年金> 3成長型」は、「D L ジャパン・アクティブ・オープ

ン・マザーファンド」受益証券、「ＤＬジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド」受益証券、「ＤＬインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド」受益証券及び「ＤＬインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

D L ジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年5月26日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	457,764
コール・ローン	351,398,757
株式	30,335,893,420
未収入金	142,096,271
未収配当金	280,757,144
流動資産合計	31,110,603,356
資産合計	31,110,603,356
負債の部	
流動負債	
未払金	152,855,759
流動負債合計	152,855,759
負債合計	152,855,759
純資産の部	
元本等	
元本	5,569,056,979
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	25,388,690,618
元本等合計	30,957,747,597
純資産合計	30,957,747,597
負債純資産合計	31,110,603,356

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年5月26日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	5,918,069,490円
同期中追加設定元本額	15,226,812円
同期中一部解約元本額	364,239,323円
元本の内訳	
ファンド名	
バランス物語30（安定型）	46,917,304円
バランス物語50（安定・成長型）	59,623,851円
バランス物語70（成長型）	46,993,730円
D I A Mライフサイクル・ファンド< D C 年金> 1 安定型	413,223,391円
D I A Mライフサイクル・ファンド< D C 年金> 2 安定・成長型	2,029,773,613円
D I A Mライフサイクル・ファンド< D C 年金> 3 成長型	2,824,015,135円
D I A Mライフサイクル・ファンドV A 1（安定型）	5,045,141円
D I A Mライフサイクル・ファンドV A 2（安定・成長型）	62,034,566円
D I A Mライフサイクル・ファンドV A 3（成長型）	19,981,266円
D I A Mバランス物語30 V A（安定型）	8,130,577円
D I A Mバランス物語50 V A（安定・成長型）	34,775,376円
D I A Mバランス物語70 V A（成長型）	18,543,029円
計	5,569,056,979円
2. 受益権の総数	5,569,056,979口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。
-------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年5月26日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	731,058,860
合計	731,058,860

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2025年3月18日から2025年5月26日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年5月26日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	5.5589円 (55,589円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

2025年5月26日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ウエストホールディングス	290,600	1,550.00	450,430,000	

日清製粉グループ本社	3,200	1,761.00	5,635,200	
日本M&Aセンターホールディングス	555,300	680.50	377,881,650	
エムスリー	17,000	2,004.50	34,076,500	
不二製油	37,600	2,941.00	110,581,600	
味の素	38,100	3,487.00	132,854,700	
ニチレイ	82,800	1,868.00	154,670,400	
東洋水産	4,200	9,523.00	39,996,600	
ウエルシアホールディングス	31,600	2,553.50	80,690,600	
東急不動産ホールディングス	218,900	1,048.00	229,407,200	
セブン&アイ・ホールディングス	84,800	2,163.00	183,422,400	
東レ	264,200	987.00	260,765,400	
トーカロ	2,400	1,768.00	4,243,200	
インターネットイニシアティブ	115,100	2,697.00	310,424,700	
マネーフォワード	56,900	4,544.00	258,553,600	
レゾナック・ホールディングス	65,900	2,900.00	191,110,000	
イビデン	128,500	5,388.00	692,358,000	
信越化学工業	107,800	4,599.00	495,772,200	
エア・ウォーター	7,400	1,985.00	14,689,000	
三菱瓦斯化学	108,600	2,086.50	226,593,900	
三井化学	61,500	3,065.00	188,497,500	
東京応化工業	51,900	3,531.00	183,258,900	
住友ベークライト	50,300	3,829.00	192,598,700	
野村総合研究所	45,300	5,917.00	268,040,100	
日油	9,600	2,523.00	24,220,800	
J M D C	15,200	3,081.00	46,831,200	
中外製薬	83,800	7,562.00	633,695,600	
第一三共	150,800	3,816.00	575,452,800	
ペプチドリーム	216,800	1,717.00	372,245,600	
大塚商会	174,200	2,944.50	512,931,900	
横浜ゴム	87,500	3,418.00	299,075,000	
M A R U W A	7,600	34,470.00	261,972,000	
日本製鉄	34,700	2,930.00	101,671,000	
日本製鋼所	20,200	6,495.00	131,199,000	
住友電気工業	206,100	2,827.00	582,644,700	
リクルートホールディングス	59,200	8,479.00	501,956,800	
ディスコ	4,100	34,270.00	140,507,000	
ベルシステム24ホールディングス	243,500	1,236.00	300,966,000	
S M C	5,600	53,210.00	297,976,000	
荏原製作所	140,800	2,359.50	332,217,600	
栗田工業	22,000	5,324.00	117,128,000	
日立製作所	318,800	3,856.00	1,229,292,800	
安川電機	23,000	3,321.00	76,383,000	
ニデック	167,700	2,768.00	464,193,600	
日本電気	246,900	3,790.00	935,751,000	
ルネサスエレクトロニクス	150,800	1,745.50	263,221,400	
ソニーグループ	383,100	3,740.00	1,432,794,000	
T D K	178,700	1,523.00	272,160,100	
キーエンス	10,400	61,910.00	643,864,000	
デンソー	128,000	1,900.50	243,264,000	
村田製作所	69,300	2,058.50	142,654,050	

三菱重工業	268,100	3,195.00	856,579,500	
トヨタ自動車	399,800	2,621.50	1,048,075,700	
スズキ	252,500	1,788.50	451,596,250	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	178,200	4,630.00	825,066,000	
HOYA	24,100	18,070.00	435,487,000	
朝日インテック	126,200	2,229.50	281,362,900	
パラマウントベッドホールディングス	1,600	2,444.00	3,910,400	
TOPPANホールディングス	84,900	3,875.00	328,987,500	
任天堂	76,500	11,965.00	915,322,500	
伊藤忠商事	81,600	7,474.00	609,878,400	
丸紅	134,100	2,766.00	370,920,600	
豊田通商	24,600	2,961.00	72,840,600	
東京エレクトロン	17,000	23,355.00	397,035,000	
BIPROGY	131,800	5,711.00	752,709,800	
三菱商事	155,500	2,915.00	453,282,500	
サンリオ	35,400	6,369.00	225,462,600	
クレディセゾン	5,000	3,850.00	19,250,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	815,700	1,955.00	1,594,693,500	
三井住友フィナンシャルグループ	331,000	3,603.00	1,192,593,000	
オリックス	103,000	2,973.00	306,219,000	
ジャフコグループ	149,700	2,407.00	360,327,900	
野村ホールディングス	7,400	865.20	6,402,480	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	9,200	3,259.00	29,982,800	
東京海上ホールディングス	171,400	5,795.00	993,263,000	
三井不動産	107,600	1,372.00	147,627,200	
東日本旅客鉄道	132,000	3,075.00	405,900,000	
SGホールディングス	13,300	1,405.00	18,686,500	
日本電信電話	2,267,900	152.10	344,947,590	
ソフトバンク	1,257,000	219.10	275,408,700	
コナミグループ	12,100	20,215.00	244,601,500	
ニトリホールディングス	23,100	14,920.00	344,652,000	
合計	12,985,600		30,335,893,420	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

D L ジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年5月26日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	757,331,949
国債証券	15,377,173,107
特殊債券	96,631,407
社債券	16,604,219,355
未収入金	1,050,260,930
未収利息	125,256,468
前払費用	8,128,965
流動資産合計	34,019,002,181
資産合計	34,019,002,181
負債の部	
流動負債	
未払金	899,790,300
流動負債合計	899,790,300
負債合計	899,790,300
純資産の部	
元本等	
元本	22,490,436,219
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	10,628,775,662
元本等合計	33,119,211,881
純資産合計	33,119,211,881
負債純資産合計	34,019,002,181

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年5月26日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	21,750,344,589円
同期中追加設定元本額	1,358,056,612円
同期中一部解約元本額	617,964,982円
元本の内訳	
ファンド名	
バランス物語30（安定型）	573,162,629円
バランス物語50（安定・成長型）	304,433,685円
バランス物語70（成長型）	92,702,565円
D I A Mライフサイクル・ファンド<DC年金>1 安定型	5,042,983,890円
D I A Mライフサイクル・ファンド<DC年金>2 安定・成長型	10,324,971,823円
D I A Mライフサイクル・ファンド<DC年金>3 成長型	5,430,059,089円
D I A Mライフサイクル・ファンドV A 1（安定型）	60,990,868円
D I A Mライフサイクル・ファンドV A 2（安定・成長型）	313,706,864円
D I A Mライフサイクル・ファンドV A 3（成長型）	36,115,959円
D I A Mバランス物語30 V A（安定型）	99,789,085円
D I A Mバランス物語50 V A（安定・成長型）	175,414,786円
D I A Mバランス物語70 V A（成長型）	36,104,976円
計	22,490,436,219円
2. 受益権の総数	22,490,436,219口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。
-------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年5月26日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	1,065,373,663
特殊債券	2,688,593
社債券	116,736,725
合計	1,184,798,981

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年5月26日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4726円 (14,726円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年5月26日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	4 6 1 回 利付国庫債券（2年）	200,000,000	199,686,000	
	4 7 0 回 利付国庫債券（2年）	200,000,000	200,330,000	
	4 7 2 回 利付国庫債券（2年）	100,000,000	99,961,000	
	1 5 5 回 利付国庫債券（5年）	100,000,000	98,816,000	
	1 6 3 回 利付国庫債券（5年）	10,000,000	9,856,300	
	6 回 利付国庫債券（40年）	30,000,000	24,386,100	
	7 回 利付国庫債券（40年）	18,000,000	13,776,660	
	1 3 回 利付国庫債券（40年）	113,000,000	51,972,090	
	1 4 回 利付国庫債券（40年）	41,000,000	20,089,180	
	1 5 回 利付国庫債券（40年）	445,000,000	241,203,350	
	1 6 回 利付国庫債券（40年）	251,000,000	149,342,490	
	1 7 回 利付国庫債券（40年）	737,000,000	576,002,350	
	3 6 5 回 利付国庫債券（10年）	86,000,000	80,485,680	
	3 6 6 回 利付国庫債券（10年）	1,546,000,000	1,451,353,880	
	3 6 7 回 利付国庫債券（10年）	492,000,000	460,098,720	
	3 7 4 回 利付国庫債券（10年）	17,000,000	16,199,640	
	3 7 5 回 利付国庫債券（10年）	200,000,000	194,858,000	
	3 7 6 回 利付国庫債券（10年）	34,000,000	32,411,520	
	3 7 7 回 利付国庫債券（10年）	81,000,000	79,065,720	
	3 7 8 回 利付国庫債券（10年）	350,000,000	346,857,000	
	3 3 回 利付国庫債券（30年）	637,000,000	623,113,400	
	3 5 回 利付国庫債券（30年）	33,000,000	31,806,390	
	3 7 回 利付国庫債券（30年）	64,000,000	59,975,040	
	3 9 回 利付国庫債券（30年）	33,000,000	30,630,930	
	4 0 回 利付国庫債券（30年）	84,000,000	76,467,720	

4 1 回 利付国庫債券（3 0 年）	99,000,000	88,396,110	
4 5 回 利付国庫債券（3 0 年）	7,000,000	5,943,560	
5 2 回 利付国庫債券（3 0 年）	385,000,000	254,716,000	
5 3 回 利付国庫債券（3 0 年）	14,000,000	9,427,320	
5 5 回 利付国庫債券（3 0 年）	34,000,000	23,722,140	
5 8 回 利付国庫債券（3 0 年）	17,000,000	11,658,090	
5 9 回 利付国庫債券（3 0 年）	182,000,000	120,895,320	
6 0 回 利付国庫債券（3 0 年）	400,000,000	277,700,000	
6 1 回 利付国庫債券（3 0 年）	249,000,000	163,281,750	
6 2 回 利付国庫債券（3 0 年）	51,000,000	31,433,850	
6 4 回 利付国庫債券（3 0 年）	274,000,000	161,777,820	
6 7 回 利付国庫債券（3 0 年）	53,000,000	32,348,020	
7 0 回 利付国庫債券（3 0 年）	186,000,000	114,057,060	
7 1 回 利付国庫債券（3 0 年）	7,000,000	4,258,730	
7 2 回 利付国庫債券（3 0 年）	350,000,000	211,403,500	
7 4 回 利付国庫債券（3 0 年）	388,000,000	253,472,640	
7 5 回 利付国庫債券（3 0 年）	108,000,000	76,300,920	
7 7 回 利付国庫債券（3 0 年）	31,000,000	23,494,280	
7 8 回 利付国庫債券（3 0 年）	95,000,000	68,131,150	
8 0 回 利付国庫債券（3 0 年）	434,000,000	342,460,720	
8 1 回 利付国庫債券（3 0 年）	272,000,000	203,553,920	
8 2 回 利付国庫債券（3 0 年）	158,000,000	124,001,560	
8 3 回 利付国庫債券（3 0 年）	82,000,000	70,607,740	
8 4 回 利付国庫債券（3 0 年）	222,000,000	186,471,120	
1 5 4 回 利付国庫債券（2 0 年）	383,000,000	369,759,690	

	155回 利付国庫債券（20年）	239,000,000	225,221,650	
	156回 利付国庫債券（20年）	709,000,000	623,097,560	
	157回 利付国庫債券（20年）	324,000,000	276,417,360	
	159回 利付国庫債券（20年）	30,000,000	26,477,100	
	169回 利付国庫債券（20年）	700,000,000	552,090,000	
	172回 利付国庫債券（20年）	25,000,000	19,567,750	
	176回 利付国庫債券（20年）	321,000,000	247,539,150	
	179回 利付国庫債券（20年）	177,000,000	133,495,170	
	181回 利付国庫債券（20年）	174,000,000	139,198,260	
	183回 利付国庫債券（20年）	61,000,000	52,616,770	
	184回 利付国庫債券（20年）	100,000,000	81,539,000	
	186回 利付国庫債券（20年）	158,000,000	136,858,020	
	187回 利付国庫債券（20年）	365,000,000	304,055,950	
	188回 利付国庫債券（20年）	139,000,000	121,515,190	
	189回 利付国庫債券（20年）	284,000,000	260,149,680	
	191回 利付国庫債券（20年）	904,000,000	837,456,560	
	1279回 国庫短期証券	100,000,000	99,954,000	
	1292回 国庫短期証券	100,000,000	99,986,000	
	1303回 国庫短期証券	1,100,000,000	1,099,219,000	
	26回 物価連動国債（10年）	618,000,000	737,500,812	
	28回 物価連動国債（10年）	284,000,000	311,229,955	
	6回 メキシコ合衆国円貨債	300,000,000	297,234,000	
	32回 インドネシア共和国円貨債	300,000,000	296,736,000	
国債証券 合計		17,895,000,000	15,377,173,107	
特殊債券	214回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,320,000	96,631,407	
特殊債券 合計		99,320,000	96,631,407	
社債券	42回 フランス相互信用連合銀行（BF CM）円貨社債（2023）	100,000,000	99,448,000	
	17回 クレディ・アグリコル・エス・エー非上位円貨社債	100,000,000	99,479,000	

18回 クレディ・アグリコ ル・エス・エー非上位円貨社債	100,000,000	99,720,000	
11回 ロイズ・バンキング・ グループ・ピーエルシー円貨社 債	100,000,000	99,751,000	
12回 ロイズ・バンキング・ グループ・ピーエルシー円貨社 債	100,000,000	100,217,000	
8回 ビー・エヌ・ピー・バリ バ円貨社債（2023）	200,000,000	197,390,000	
36回 清水建設社債	100,000,000	99,665,000	
15回 西松建設社債	100,000,000	98,050,000	
10回 戸田建設社債	200,000,000	196,366,000	
11回 戸田建設社債	100,000,000	100,551,000	
9回 五洋建設社債	100,000,000	97,967,000	
2回 積水ハウス期限前償還条 項付無担保劣後社債	300,000,000	298,380,000	
1回 住友生命4回劣後ローン 流動化社債	100,000,000	99,630,000	
1回 日本生命9回劣後ローン 流動化社債	300,000,000	298,410,000	
6回 日鉄興和不動産 社債	300,000,000	293,664,000	
7回 日鉄興和不動産 社債	300,000,000	296,004,000	
8回 日鉄興和不動産 社債	200,000,000	198,818,000	
9回 中央日本土地建物グルー プ社債	200,000,000	195,854,000	
7回 ヒューリック期限前償還 条項付無担保社債（劣後特約 付）	100,000,000	99,610,000	
1回 すかいらくホールディ ングス社債	100,000,000	98,611,000	
3回 東急不動産ホールディン グス 劣後社債	100,000,000	100,310,000	
4回 レゾナックHD社債	200,000,000	197,776,000	
3回 住友化学 期限前償還条 項付劣後債	300,000,000	311,460,000	
33回 三菱ケミカルホール ディングス社債	100,000,000	94,552,000	
23回 UBE社債	100,000,000	98,823,000	
2回 武田薬品工業期限前償還 条項付劣後債	800,000,000	793,232,000	
8回 大塚ホールディングス社 債	100,000,000	100,471,000	
25回 LINEヤフー社債	100,000,000	98,114,000	
2回 コスモエネルギーホール ディングス社債	100,000,000	98,945,000	
3回 インフロニアHD社債	500,000,000	487,875,000	
20回 住友大阪セメント社債	100,000,000	98,604,000	
4回 日本製鉄期限前償還条項 付劣後社債	200,000,000	196,580,000	

5 回 日本製鉄期限前償還条項付劣後社債	100,000,000	96,940,000	
1 回 ちゅうぎんフィナンシャルグループ劣後社債	100,000,000	98,900,000	
1 回 文化シャッター社債	100,000,000	96,942,000	
5 1 回 I H I 社債	100,000,000	99,912,000	
3 回 G M O フィナンシャルホールディングス社債	100,000,000	99,122,000	
2 回 かんぽ生命保険劣後社債	300,000,000	282,540,000	
6 回 ゼンショーホールディングス社債	100,000,000	98,863,000	
7 回 兼松社債	100,000,000	100,349,000	
3 回 稲畑産業社債	100,000,000	98,846,000	
4 回 稲畑産業社債	100,000,000	98,408,000	
7 回 三菱UFJFG永久劣後社債	200,000,000	196,600,000	
2 1 回 三菱UFJFG永久劣後社債	300,000,000	298,290,000	
2 3 回 三菱UFJFG永久劣後社債	100,000,000	99,670,000	
2 5 回 三菱UFJFG永久劣後社債	200,000,000	199,980,000	
7 回 三井住友トラストグループ償還条項付永久社債（劣後特約付）	200,000,000	198,980,000	
1 3 回 三井住友FG永久劣後社債	100,000,000	99,560,000	
1 5 回 三井住友FG永久劣後社債	500,000,000	496,100,000	
1 7 回 三井住友FG永久劣後社債	100,000,000	99,630,000	
1 7 回 みずほフィナンシャルG 劣後社債	800,000,000	794,400,000	
2 1 回 みずほフィナンシャルG 劣後社債	300,000,000	299,430,000	
4 回 東京センチュリー期限前償還条項付劣後社債	200,000,000	198,142,000	
3 5 回 S B I ホールディングス社債	100,000,000	98,502,000	
4 0 回 S B I ホールディングス社債	100,000,000	98,820,000	
4 1 回 S B I ホールディングス社債	100,000,000	99,718,000	
2 4 回 ポケットカード社債	100,000,000	98,486,000	
2 4 回 イオンフィナンシャルサービス社債	100,000,000	100,278,000	
5 回 オリックス劣後社債	200,000,000	199,280,000	
6 回 オリックス劣後社債	100,000,000	98,330,000	
3 回 大和証券G本社永久劣後社債	400,000,000	399,560,000	

1 回 S B I 証券劣後特約付社債	100,000,000	100,284,000	
2 回 第一生命ホールディングス劣後債	100,000,000	95,250,000	
8 9 回 三井不動産社債	100,000,000	100,378,000	
2 1 回 ダイビル社債	100,000,000	97,835,000	
3 7 回 イオンモール社債	300,000,000	295,509,000	
6 3 回 東京地下鉄社債	100,000,000	100,422,000	
1 2 4 回 近鉄グループホールディングス社債	200,000,000	195,860,000	
1 2 7 回 近鉄グループホールディングス社債	100,000,000	98,542,000	
9 回 ニッコンHD社債	100,000,000	94,505,000	
1 回 日本航空劣後永久社債	400,000,000	401,360,000	
1 0 回 澁澤倉庫社債	100,000,000	100,567,000	
2 1 回 ソフトバンク社債	200,000,000	196,032,000	
2 6 回 ソフトバンク社債	100,000,000	98,514,000	
1 9 回 光通信社債	100,000,000	97,130,000	
3 6 回 光通信社債	200,000,000	178,840,000	
4 0 回 光通信社債	100,000,000	96,071,000	
4 9 回 光通信社債	100,000,000	99,071,000	
5 0 回 光通信社債	100,000,000	98,036,000	
5 6 9 回 東北電力社債	100,000,000	96,684,000	
3 9 回 東京電力パワーグリッド社債	100,000,000	97,025,000	
4 7 回 東京電力パワーグリッド社債	100,000,000	93,005,000	
7 7 回 東京電力パワーグリッド社債	100,000,000	96,920,000	
8 0 回 東京電力パワーグリッド社債	100,000,000	97,976,000	
8 2 回 東京電力パワーグリッド社債	100,000,000	99,951,000	
8 3 回 東京電力パワーグリッド社債	100,000,000	100,097,000	
8 4 回 東京電力パワーグリッド社債	100,000,000	100,148,000	
6 回 東京電力リニューアブルパワー社債	400,000,000	391,856,000	
5 8 回 ソフトバンクグループ社債	100,000,000	99,192,000	
6 1 回 ソフトバンクグループ社債	100,000,000	98,440,000	
4 回 ソフトバンクグループ期限前償還条項付劣後社債	500,000,000	502,850,000	
5 回 ソフトバンクグループ期限前償還条項付劣後社債	300,000,000	300,810,000	
A I G 0 1 / 2 2 / 2 0 2 8	200,000,000	199,665,280	
B a r c l a y s P L C 5 / 2 3 / 2 0 2 7	500,000,000	496,489,075	
社債券 合計	16,800,000,000	16,604,219,355	

合計		32,078,023,869	
----	--	----------------	--

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

D L インターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年5月26日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	140,192,860
コール・ローン	18,143,671
株式	12,690,542,033
未収配当金	12,801,269
流動資産合計	12,861,679,833
資産合計	12,861,679,833
負債の部	
流動負債	
未払金	64,422,442
流動負債合計	64,422,442
負債合計	64,422,442
純資産の部	
元本等	
元本	1,847,808,813
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	10,949,448,578
元本等合計	12,797,257,391
純資産合計	12,797,257,391
負債純資産合計	12,861,679,833

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年5月26日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,083,690,754円
同期中追加設定元本額	3,857,517円
同期中一部解約元本額	239,739,458円
元本の内訳	
ファンド名	
バランス物語30（安定型）	10,093,475円
バランス物語50（安定・成長型）	18,231,198円
バランス物語70（成長型）	16,625,670円
DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>1安定型	85,284,108円
DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>2安定・成長型	634,195,278円
DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>3成長型	1,037,242,162円
DIAMライフサイクル・ファンドVA1（安定型）	964,110円
DIAMライフサイクル・ファンドVA2（安定・成長型）	18,589,275円
DIAMライフサイクル・ファンドVA3（成長型）	7,412,979円
DIAMバランス物語30VA（安定型）	1,711,399円
DIAMバランス物語50VA（安定・成長型）	10,942,680円
DIAMバランス物語70VA（成長型）	6,516,479円
計	1,847,808,813円
2. 受益権の総数	1,847,808,813口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年5月26日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	797,485,210
合計	797,485,210

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2025年3月18日から2025年5月26日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年5月26日現在
1口当たり純資産額	6.9256円
（1万口当たり純資産額）	(69,256円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2025年5月26日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	9,497	200.990	1,908,802.030	
	AMERICAN EXPRESS CO	3,799	285.220	1,083,550.780	
	APPLE INC	10,997	195.270	2,147,384.190	
	APPLIED MATERIALS INC	3,900	157.510	614,289.000	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	14,001	104.500	1,463,104.500	
	UNITED RENTALS INC	1,400	700.100	980,140.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	5,299	260.710	1,381,502.290	
	CISCO SYSTEMS INC	17,501	63.110	1,104,488.110	
	COCA-COLA CO/THE	12,497	71.770	896,909.690	
	MORGAN STANLEY	6,998	126.070	882,237.860	
	BANK OF AMERICA CORP	32,995	43.200	1,425,384.000	
	CITIGROUP INC	19,497	73.090	1,425,035.730	
	EMERSON ELECTRIC CO	4,000	118.240	472,960.000	
	EXXON MOBIL CORP	10,497	103.030	1,081,505.910	
	NEXTERA ENERGY INC	17,999	67.760	1,219,612.240	
	GILEAD SCIENCES INC	8,500	107.370	912,645.000	
	NVIDIA CORP	27,201	131.290	3,571,219.290	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,400	598.540	837,956.000	
	ENCOMPASS HEALTH CORP	11,991	118.900	1,425,729.900	
	KLA CORPORATION	850	757.170	643,594.500	
	ELI LILLY & CO	1,100	713.710	785,081.000	
	MICROSOFT CORP	8,500	450.180	3,826,530.000	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,000	418.920	418,920.000	
	COSTCO WHOLESALE CORP	1,300	1,008.500	1,311,050.000	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	3,999	240.120	960,239.880	
	CENCORA INC	4,800	292.350	1,403,280.000	
	CHEVRON CORP	6,001	136.540	819,376.540	
	STRYKER CORP	1,200	376.620	451,944.000	
	NETFLIX INC	2,201	1,185.390	2,609,043.390	
	VULCAN MATERIALS CO	2,299	268.190	616,568.810	
	WALMART INC	21,994	96.340	2,118,901.960	
	TJX COMPANIES INC	18,497	125.700	2,325,072.900	
	T-MOBILE US INC	4,999	242.880	1,214,157.120	
	TRANSDIGM GROUP INC	1,000	1,431.500	1,431,500.000	
	MASTERCARD INC	1,729	563.580	974,429.820	
	MERCADOLIBRE INC	460	2,507.830	1,153,601.800	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	15,496	178.190	2,761,232.240	
	TESLA INC	1,999	339.340	678,340.660	
	SERVICENOW INC	2,100	1,004.370	2,109,177.000	
	PALO ALTO NETWORKS INC	3,500	186.750	653,625.000	
	BROADCOM INC	9,700	228.720	2,218,584.000	
	ARISTA NETWORKS INC	9,997	91.200	911,726.400	

	GE VERNOVA INC	2,299	464.390	1,067,632.610	
	INTAPP INC	24,002	54.580	1,310,029.160	
	ALPHABET INC-CL A	13,496	168.470	2,273,671.120	
	SEA LTD ADR	11,001	164.060	1,804,824.060	
アメリカ・ドル 小計		395,488		63,686,590.490 (9,090,623,925)	
イギリス・ポンド	SHELL PLC	17,167	24.200	415,441.400	
イギリス・ポンド 小計		17,167		415,441.400 (80,379,602)	
カナダ・ドル	WSP GLOBAL INC	4,999	275.600	1,377,724.400	
カナダ・ドル 小計		4,999		1,377,724.400 (143,338,447)	
ユーロ	DANONE	10,197	75.640	771,301.080	
	BNP PARIBAS	9,997	75.840	758,172.480	
	IBERDROLA SA	79,979	16.215	1,296,859.480	
	KBC GROUPE	19,994	86.260	1,724,682.440	
	L'OREAL	1,000	372.950	372,950.000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,800	217.150	390,870.000	
	SAP SE	8,299	260.550	2,162,304.450	
	TOTALENERGIES SE	12,400	50.970	632,028.000	
	SIEMENS AG-REG	3,600	212.300	764,280.000	
	BASF SE	11,997	41.410	496,795.770	
	ALLIANZ SE	3,700	347.000	1,283,900.000	
	HERMES INTL	160	2,373.000	379,680.000	
	LEONARDO SPA	7,998	51.360	410,777.280	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	15,001	33.390	500,883.390	
	MTU AERO ENGINES HOLDING AG	2,400	339.500	814,800.000	
	FERRARI NV	1,900	420.700	799,330.000	
	SCOUT24 SE	24,993	118.700	2,966,669.100	
ユーロ 小計		215,415		16,526,283.470 (2,687,834,744)	
香港・ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	650,000	33.550	21,807,500.000	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT HOLDINGS LTD	1,454,000	11.000	15,994,000.000	
香港・ドル 小計		2,104,000		37,801,500.000 (688,365,315)	
合計		2,737,069		12,690,542,033 (12,690,542,033)	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

（注）

- １．各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- ２．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- ３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 46銘柄	71.04	71.63
イギリス・ポンド	株式 1銘柄	0.63	0.63
カナダ・ドル	株式 1銘柄	1.12	1.13
ユーロ	株式 17銘柄	21.00	21.18
香港・ドル	株式 2銘柄	5.38	5.42

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年5月26日現在

資産の部	
流動資産	
預金	40,303,915
コール・ローン	32,892,276
国債証券	10,246,867,074
地方債証券	379,141,593
特殊債券	1,204,394,754
派生商品評価勘定	15,801,667
未収入金	160,073,247
未収利息	62,281,091
前払費用	39,224,297
流動資産合計	12,180,979,914
資産合計	12,180,979,914
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	15,647,516
未払金	165,290,861
流動負債合計	180,938,377
負債合計	180,938,377
純資産の部	
元本等	
元本	3,978,099,382
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	8,021,942,155
元本等合計	12,000,041,537
純資産合計	12,000,041,537
負債純資産合計	12,180,979,914

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年5月26日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,034,348,529円
同期中追加設定元本額	53,199,427円
同期中一部解約元本額	109,448,574円
元本の内訳	
ファンド名	
バランス物語30（安定型）	34,641,469円
バランス物語50（安定・成長型）	43,047,955円
バランス物語70（成長型）	34,353,674円
D I A Mライフサイクル・ファンド< D C 年金> 1 安定型	311,317,503円
D I A Mライフサイクル・ファンド< D C 年金> 2 安定・成長型	1,452,000,053円
D I A Mライフサイクル・ファンド< D C 年金> 3 成長型	1,998,659,993円
D I A Mライフサイクル・ファンドV A 1（安定型）	3,757,285円
D I A Mライフサイクル・ファンドV A 2（安定・成長型）	43,343,728円
D I A Mライフサイクル・ファンドV A 3（成長型）	13,356,902円
D I A Mバランス物語30 V A（安定型）	6,281,562円
D I A Mバランス物語50 V A（安定・成長型）	24,224,358円
D I A Mバランス物語70 V A（成長型）	13,114,900円
計	3,978,099,382円
2. 受益権の総数	3,978,099,382口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年5月28日 至 2025年5月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年5月26日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	33,966,082
地方債証券	442,220
特殊債券	14,418,997
合計	19,104,865

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2025年5月26日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	2,207,299,395	-	2,200,695,409	6,603,986
アメリカ・ドル	819,792,978	-	812,968,382	6,824,596
イギリス・ポンド	123,488,000	-	123,596,800	108,800
オーストラリア・ドル	61,122,600	-	61,190,712	68,112
オフショア・人民元	91,686,200	-	91,848,951	162,751
カナダ・ドル	220,402,622	-	220,817,938	415,316
ノルウェー・クローネ	299,934,151	-	299,920,975	13,176
ユーロ	590,872,844	-	590,351,651	521,193
買建	2,213,164,978	-	2,206,715,143	6,449,835
アメリカ・ドル	846,064,102	-	834,547,149	11,516,953
イギリス・ポンド	334,266,049	-	339,455,888	5,189,839
オーストラリア・ドル	61,588,609	-	61,190,712	397,897
シンガポール・ドル	61,735,100	-	61,387,610	347,490
スウェーデン・クローナ	61,735,100	-	61,571,343	163,757
ユーロ	847,776,018	-	848,562,441	786,423
合計	4,420,464,373	-	4,407,410,552	154,151

（注）時価の算定方法

 為替予約取引

 1． 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

 ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

 ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

 2． 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

 3． 換算において円未満の端数は切捨てております。

 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年5月26日現在
1口当たり純資産額	3.0165円
（1万口当たり純資産額）	（30,165円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年5月26日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	REPUBLIC OF POLAND 4.875 02/12/30	1,000,000.000	1,007,482.500	
		UNITED MEXICAN STATES 6.0 05/13/30	1,000,000.000	1,027,000.000	
		US T N/B 0.625 08/15/30	2,310,000.000	1,935,697.700	
		US T N/B 1.25 05/15/50	800,000.000	365,036.020	
		US T N/B 1.5 08/15/26	6,550,000.000	6,348,750.180	
		US T N/B 1.625 05/15/31	2,320,000.000	2,009,014.980	
		US T N/B 2.25 08/15/27	1,360,000.000	1,310,806.000	
		US T N/B 2.375 05/15/29	4,100,000.000	3,855,823.510	
		US T N/B 2.75 11/15/42	990,000.000	725,722.650	
		US T N/B 3.0 11/15/44	2,100,000.000	1,555,213.420	
		US T N/B 3.125 02/15/42	840,000.000	660,791.020	
		US T N/B 3.875 08/15/40	600,000.000	532,574.820	
		US T N/B 4.125 11/15/32	5,780,000.000	5,712,664.430	
		US T N/B 4.25 11/15/34	510,000.000	500,443.420	
		US T N/B 4.375 11/15/39	900,000.000	854,570.940	
		US T N/B 4.5 11/15/54	1,600,000.000	1,465,223.240	
		US T N/B 4.625 02/15/35	6,600,000.000	6,665,023.060	
	アメリカ・ドル 小計		39,360,000.000 (5,618,246,400)	36,531,837.890 (5,214,554,540)	
	イギリス・ポンド	UK TREASURY 4.25 12/07/40	600,000.000	542,032.610	
		UK TREASURY 4.375 03/07/30	400,000.000	403,945.760	
		UK TREASURY 4.375 07/31/54	1,000,000.000	837,403.940	
	イギリス・ポンド 小計		2,000,000.000 (386,960,000)	1,783,382.310 (345,048,809)	
	オフショア・人民元	CHINA GOVERNMENT BOND 1.42 11/15/27	30,000,000.000	29,966,523.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34	16,000,000.000	16,515,355.200	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.12 06/25/31	17,000,000.000	17,482,735.400	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.12 10/25/52	4,000,000.000	4,944,957.200	
	オフショア・人民元 小計		67,000,000.000 (1,331,725,500)	68,909,570.800 (1,369,681,084)	
	シンガポール・ドル	SINGAPORE 3.375 05/01/34	500,000.000	535,500.000	
	シンガポール・ドル 小計		500,000.000 (55,590,000)	535,500.000 (59,536,890)	
	スウェーデン・クローナ	SWEDEN 1.75 11/11/33	1,500,000.000	1,435,470.000	
	スウェーデン・クローナ 小計		1,500,000.000 (22,515,000)	1,435,470.000 (21,546,405)	

ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND 2.0 05/15/32	500,000.000	430,498.630	
ニュージーランド・ドル 小計		500,000.000 (42,780,000)	430,498.630 (36,833,463)	
ノルウェー・クローネ	NORWAY 2.125 05/18/32	1,550,000.000	1,375,823.400	
	NORWAY 3.75 06/12/35	21,700,000.000	21,078,729.000	
ノルウェー・クローネ 小計		23,250,000.000 (328,755,000)	22,454,552.400 (317,507,371)	
ポーランド・ズロチ	POLAND 5.0 01/25/30	2,000,000.000	1,989,010.660	
ポーランド・ズロチ 小計		2,000,000.000 (76,460,000)	1,989,010.660 (76,039,878)	
マレーシア・リングギット	MALAYSIA 3.582 07/15/32	1,900,000.000	1,917,792.740	
マレーシア・リングギット 小計		1,900,000.000 (64,157,680)	1,917,792.740 (64,758,491)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	12,430,000.000	12,318,357.960	
メキシコ・ペソ 小計		12,430,000.000 (92,464,284)	12,318,357.960 (91,633,801)	
ユーロ	DEUTSCHLAND 2.9 08/15/56	300,000.000	287,370.000	
	FRANCE OAT 2.5 05/25/43	700,000.000	585,822.300	
	FRANCE OAT 2.75 02/25/30	1,650,000.000	1,669,285.200	
	FRANCE OAT 3.0 11/25/34	100,000.000	98,367.620	
	FRANCE OAT 3.2 05/25/35	900,000.000	895,479.750	
	ITALY BTPS 1.65 03/01/32	1,460,000.000	1,340,817.640	
	ITALY BTPS 3.0 08/01/29	1,105,000.000	1,130,342.070	
	ITALY BTPS 3.45 07/15/27	1,800,000.000	1,853,460.000	
	ITALY BTPS 3.65 08/01/35	500,000.000	503,750.000	
	ITALY BTPS 3.85 12/15/29	2,160,000.000	2,278,584.000	
	SPAIN 2.7 10/31/48	420,000.000	342,521.640	
	SPAIN 3.15 04/30/35	1,600,000.000	1,593,748.800	
	SPAIN 3.45 07/30/43	700,000.000	665,007.350	
	SPAIN 3.45 10/31/34	1,030,000.000	1,055,471.900	
	SPAIN 3.9 07/30/39	420,000.000	433,196.400	
	SPAIN 4.0 10/31/54	580,000.000	571,134.120	
	UNITED MEXICAN STATES 4.625 05/04/33	1,000,000.000	987,613.310	
ユーロ 小計		16,425,000.000 (2,671,362,000)	16,291,972.100 (2,649,726,342)	
国債証券 合計		10,691,015,864 (10,691,015,864)	10,246,867,074 (10,246,867,074)	
地方債証券	アメリカ・ドル	ONTARIO (PROVINCE OF) 4.7 01/15/30	1,000,000.000	1,017,952.960
	アメリカ・ドル 小計		1,000,000.000 (142,740,000)	1,017,952.960 (145,302,606)
	カナダ・ドル	ONTARIO (PROVINCE OF) 4.15 06/02/34	1,500,000.000	1,533,410.560

		PROVINCE OF QUEBEC 3.25 09/01/32	730,000.000	714,176.780	
	カナダ・ドル	小計	2,230,000.000 (232,009,200)	2,247,587.340 (233,838,987)	
地方債証券 合計			374,749,200 (374,749,200)	379,141,593 (379,141,593)	
特殊債券	アメリカ・ドル	CORP ANDINA DE FOMENTO 5.0 01/22/30	400,000.000	408,047.250	
	アメリカ・ドル	小計	400,000.000 (57,096,000)	408,047.250 (58,244,664)	
	イギリス・ポンド	AGENCE FRANCAISE DEVELOP 4.5 10/22/28	400,000.000	401,468.970	
		CENTRAL AMERICAN BANK 4.625 02/14/28	500,000.000	500,304.600	
	イギリス・ポンド	小計	900,000.000 (174,132,000)	901,773.570 (174,475,150)	
	オーストラリア・ドル	AIRSERVICES AUSTRALIA 5.45 05/15/35	500,000.000	507,920.000	
		NBN CO LTD 5.0 08/28/31	1,100,000.000	1,116,962.000	
	オーストラリア・ドル	小計	1,600,000.000 (148,592,000)	1,624,882.000 (150,902,791)	
	ユーロ	CASSA DEPOSITI E PRESTIT 3.375 02/11/32	1,500,000.000	1,505,837.350	
		NBN CO LTD 3.375 11/29/32	1,000,000.000	1,006,189.380	
		SFIL SA 3.0 09/24/30	1,500,000.000	1,515,675.000	
		SOCIETE NATIONALE SNCF S 3.625 04/03/35	1,000,000.000	1,018,856.000	
	ユーロ	小計	5,000,000.000 (813,200,000)	5,046,557.730 (820,772,149)	
特殊債券 合計			1,193,020,000 (1,193,020,000)	1,204,394,754 (1,204,394,754)	
合計				11,830,403,421 (11,830,403,421)	

(注)

- 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券	17銘柄	43.45
	地方債証券	1銘柄	1.21
	特殊債券	1銘柄	0.49
イギリス・ポンド	国債証券	3銘柄	2.88
	特殊債券	2銘柄	1.45
オーストラリア・ドル	特殊債券	2銘柄	1.26
オフショア・人民元	国債証券	4銘柄	11.41
カナダ・ドル	地方債証券	2銘柄	1.95
シンガポール・ドル	国債証券	1銘柄	0.50

スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	0.18	0.18
ニュージーランド・ドル	国債証券	1銘柄	0.31	0.31
ノルウェー・クローネ	国債証券	2銘柄	2.65	2.68
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	0.63	0.64
マレーシア・リンギット	国債証券	1銘柄	0.54	0.55
メキシコ・ペソ	国債証券	1銘柄	0.76	0.77
ユーロ	国債証券	17銘柄	22.08	29.34
	特殊債券	4銘柄	6.84	

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞1 安定型

2025年5月30日現在

資産総額	11,621,500,996円
負債総額	11,597,785円
純資産総額（ - ）	11,609,903,211円
発行済数量	7,703,655,240口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5071円

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞2 安定・成長型

2025年5月30日現在

資産総額	36,437,113,780円
負債総額	30,313,231円
純資産総額（ - ）	36,406,800,549円
発行済数量	17,523,544,763口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0776円

D I A Mライフサイクル・ファンド＜D C年金＞3 成長型

2025年5月30日現在

資産総額	38,252,055,001円
負債総額	39,316,170円
純資産総額（ - ）	38,212,738,831円
発行済数量	13,898,400,144口
1口当たり純資産額（ / ）	2.7494円

（参考）

D Lジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

資産総額	31,671,887,594円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	31,671,887,594円
発行済数量	5,569,056,979口
1口当たり純資産額（ / ）	5.6871円

D Lジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

資産総額	34,036,004,669円
負債総額	795,343,000円
純資産総額（ - ）	33,240,661,669円
発行済数量	22,490,436,219口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4780円

D Lインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

資産総額	13,058,609,886円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	13,058,609,886円
発行済数量	1,847,808,813口
1口当たり純資産額（ / ）	7.0671円

D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド

2025年5月30日現在

資産総額	12,251,184,803円
負債総額	112,010,997円
純資産総額（ - ）	12,139,173,806円
発行済数量	3,978,099,382口
1口当たり純資産額（ / ）	3.0515円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2025年5月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の機構（2025年5月30日現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年5月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,492,132,655,512
追加型株式投資信託	758	17,188,669,521,220
単位型公社債投資信託	20	28,724,961,105
単位型株式投資信託	188	987,971,846,002
合計	992	19,697,498,983,839

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	-	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産計	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産	1,093	1,361
建物	1 918	1 841
器具備品	1 130	1 352
リース資産	1 5	1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産	4,495	3,771
ソフトウェア	2,951	2,740
ソフトウェア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産	8,935	9,039
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産計	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

（単位：百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費				
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
賞与引当金繰入額	1,927		2,198	
役員賞与引当金繰入額	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
諸経費	240		313	
一般管理費計		20,172		21,366
営業利益		19,788		21,204

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		4		12
受取配当金	1	899	1	450
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		18		11
時効後支払損引当金戻入額		35		7
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損		19		39
金銭の信託運用損		1,008		329
早期割増退職金		6		6
雑損失		0		-
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益		-	2	6
特別利益計		-		6
特別損失				
固定資産除却損		6		13
関係会社株式評価損		1,362		31
減損損失	3	231		-
関係会社清算損		-		25
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		510		435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							11,040	11,040	11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,812
当期末残高	0	0	80,846

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							10,855	10,855	10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	0	0	84,318

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 ... 8～18年 器具備品 ... 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	---

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1） 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2） 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（3） 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

（損益計算書関係）

1．各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
受取配当金	895	438

2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
ソフトウェア	-	6

3．減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度については、該当事項ありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種 類株式					

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金（財 産）の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総 額（百万 円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に其他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	-
資産計	28,145	28,145	-

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	-
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	-
資産計	31,342	31,342	-

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	-	-	-
(2) 金銭の信託	28,143	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	19,018	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,577	-	-	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	91,923	1	-	-

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	40,201	-	-	-
(2) 有価証券	0	-	-	-
(3) 金銭の信託	31,340	-	-	-
(4) 未収委託者報酬	19,595	-	-	-
(5) 未収運用受託報酬	4,015	-	-	-
(6) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	0	-	-
合計	95,154	0	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	-	28,143	-	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	-	1	-	1
資産計	-	28,145	-	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	-	0	-	0
(2) 金銭の信託	-	31,340	-	31,340
(3) 投資有価証券 其他有価証券	-	0	-	0
資産計	-	31,342	-	31,342

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2．金融商品の時価等に関する事項及び3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期（2025年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	246	321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	40	44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	0	0
その他	4	4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額（一括償却資産）	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額（税法上）	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.44 %	0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	-	3.56 %
税率変更による影響	-	0.18 %
その他	0.14 %	0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04 %	32.57 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円
（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	7,649百万円	7,259百万円
経常利益	7,649百万円	7,259百万円
税引前当期純利益	7,649百万円	7,259百万円
当期純利益	6,474百万円	6,298百万円
1株当たり当期純利益	161,850円28銭	157,468円47銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬（注）	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567億円	持株会社	(被所有) 直接 51%	-	持株会社	現物配当	402	-	-
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443億円	持株会社	(被所有) 直接 49%	-	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）現物配当の詳細については、（株主資本等変動計算書関係）2．配当に関する事項及び（企業結合等関係）（共通支配下の取引等）に記載しております。

（2）子会社及び関連会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職 業	議決権 等の 所有 (被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼 任 等	事業上 の 関係				
親会 社の 子会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,048	未払 手数料	1,976
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	20,086	未払 手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

（1株当たり情報）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
資本金の額	324,279百万円（2024年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社横浜銀行	215,628	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社第四北越銀行	32,776	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北陸銀行	140,409	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社中国銀行	15,149	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社福岡銀行	82,329	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社肥後銀行	18,128	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北洋銀行	121,101	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社きらやか銀行	34,183	日本において銀行業務を営んでおります。
第一生命保険株式会社	60,000	日本において保険業務を営んでおります。
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	100,005	日本において保険業務を営んでおります。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
損保ジャパンＤＣ証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2024年3月末日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1)募集の取扱いおよび販売
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4)受益者に対する一部解約金および償還金の支払い

(5) 受益者に対する収益分配金の再投資

(6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付

(7) その他上記に付帯する業務

3 【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・ 詳細情報の入手方法
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・ 目論見書の使用開始日
- ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月25日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mライフサイクル・ファンド< D C年金> 1安定型の2024年5月28日から2025年5月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mライフサイクル・ファンド< D C年金> 1安定型の2025年5月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月25日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>2安定・成長型の2024年5月28日から2025年5月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>2安定・成長型の2025年5月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月25日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mライフサイクル・ファンド< D C年金> 3成長型の2024年5月28日から2025年5月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mライフサイクル・ファンド< D C年金> 3成長型の2025年5月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。